

第4次滑川市障害者福祉計画

令和6年3月

滑川市

目 次

【本編】

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	2

第2章 滑川市の障がい者の状況

1 障害者手帳所持者数の推移	3
2 身体障がい者の状況	4
3 知的障がい者の状況	6
4 精神障がい者の状況	8
5 障がい者の就労及び雇用状況	9
6 市民アンケート調査の結果について	12
(1) アンケート調査の概要	12
(2) 主な回答結果について	13

第3章 計画策定の基本的な考え方

1 基本理念	23
--------	----

第4章 施策の展開

◇施策の体系図	24
基本目標1 地域共生社会の推進	25
基本目標2 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援 の充実	29
基本目標3 安心・安全な生活環境の整備	31
基本目標4 保健・医療の充実	35
基本目標5 生活支援の充実	38
基本目標6 子育て・教育支援の充実	42
基本目標7 就労支援と働く場づくり	45
基本目標8 スポーツ・生涯学習・文化活動の充実	48

第5章 障害福祉サービスなどの提供体制の確保に関する目標など (第7期滑川市障害福祉計画・第3期滑川市障害児福祉計画)

1 令和8年度までに目指す成果目標	49
(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行	49
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	50
(3) 地域生活支援の充実	51

(4) 福祉施設から一般就労への移行	-----	52
(5) 障がい児支援の提供体制の整備等	-----	52
(6) 相談支援体制の充実・強化等	-----	54
(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	-----	55
2 第7期障害福祉計画（第3期障害児福祉計画）活動指標等	--	56
(1) 障害福祉サービス事業等の概要	-----	56
(2) 障害福祉サービスの見込量	-----	57
(3) 障がい児支援の見込量	-----	66
(4) 地域生活支援事業の見込量	-----	69
(5) 補装具の交付・修理	-----	75

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制	-----	76
2 計画の進捗管理	-----	77
3 計画の柔軟な運用	-----	77

【資料編】

1 用語説明	-----	78
2 市民アンケート 調査票	-----	82
3 滑川市障害者福祉計画等策定委員会設置要綱	-----	89
4 滑川市障害者福祉計画等策定委員会委員名簿	-----	91

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

滑川市では、平成14年3月に障害者基本法に基づく「障害者計画」として「滑川市障害者福祉計画」を策定し、障がい者福祉施策を進めてきました。

第3次滑川市障害者福祉計画（H30～R5）においては、「障がいがある人もない人も、ともに、自分らしく、安心して暮らせるまちづくり」を基本理念に各種施策に取り組んでいます。この間、国においては、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律や障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法などが施行されたほか、医療的ケア児等の支援が拡充するなど様々な障がい者施策の見直しがなされています。

今回、第3次計画の期間が満了することから、本市の障がい者福祉施策に関する基本的な方向性などを定める「第4次滑川市障害者福祉計画」、障害福祉サービスなどの提供に係る見込量やサービス提供を確保するための方策を定める「第7期滑川市障害福祉計画」及び「第3期滑川市障害児福祉計画」について、国の基本指針等に基づき、今年度を実施した市民アンケートの結果を踏まえて、新たに計画を策定するものです。

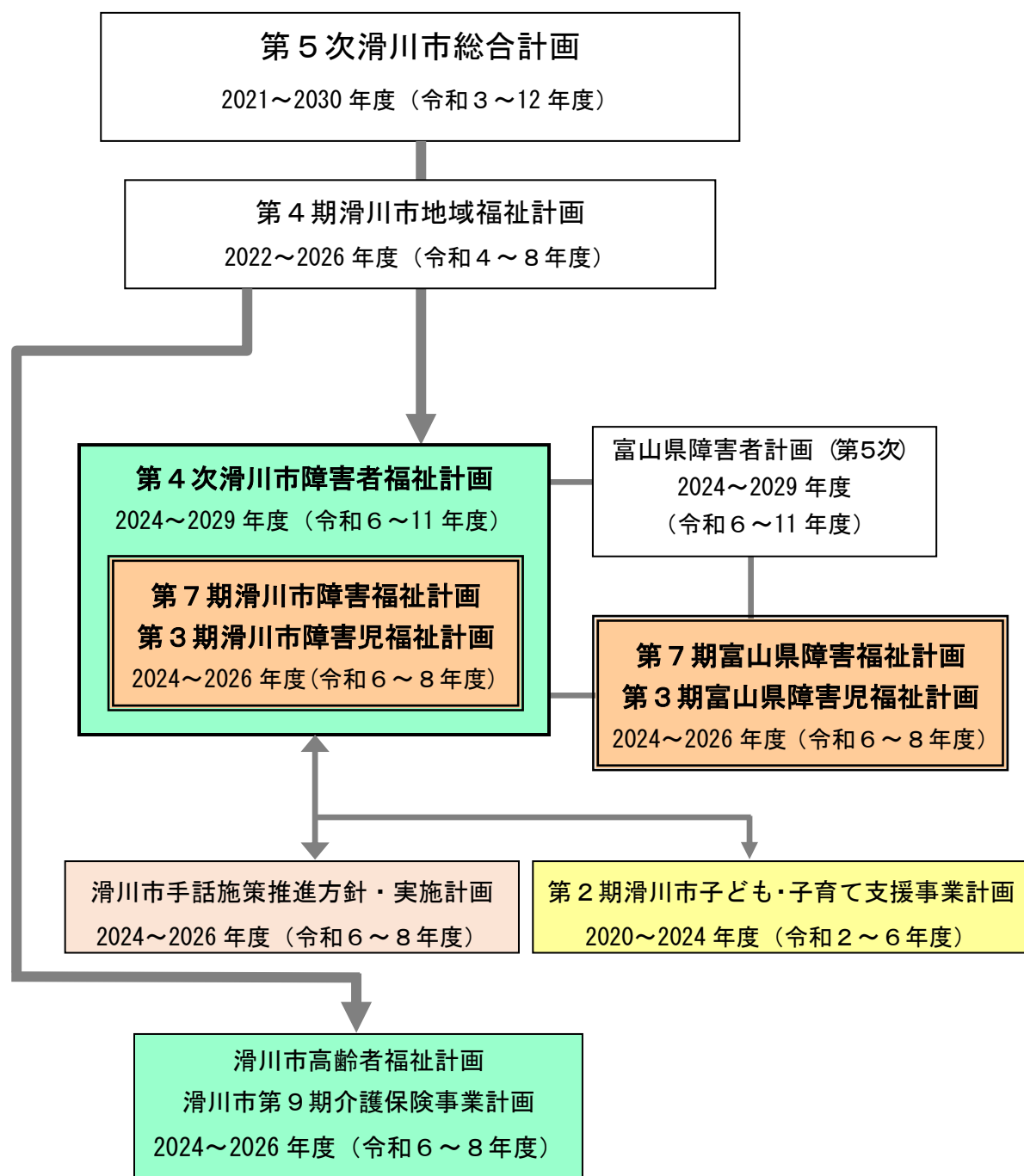
2 計画の位置づけ

障がい者の自立と社会参加への意欲の高まりや障がい者施策に関する法令の整備など、障がい者を取り巻く社会環境は大きく変化しています。

滑川市障害者福祉計画は、障害者基本法に基づき障がい者のための施策に関する基本的な方向を定める「障害者計画」と、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき障がい者・障がい児への障害福祉サービスなどの提供に係る見込量とサービス提供を確保するための方策を定める「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」に位置づけられるものです。

市の最上位計画である「第5次滑川市総合計画」については、SDGs（持続可能な開発目標）との整合を図ることを基本方針としており、本計画についても「第4期滑川市地域福祉計画」など関連する他の計画とも内容の整合性を図り、本市における障がい者施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

◇滑川市障害者福祉計画と他の市の計画との関係



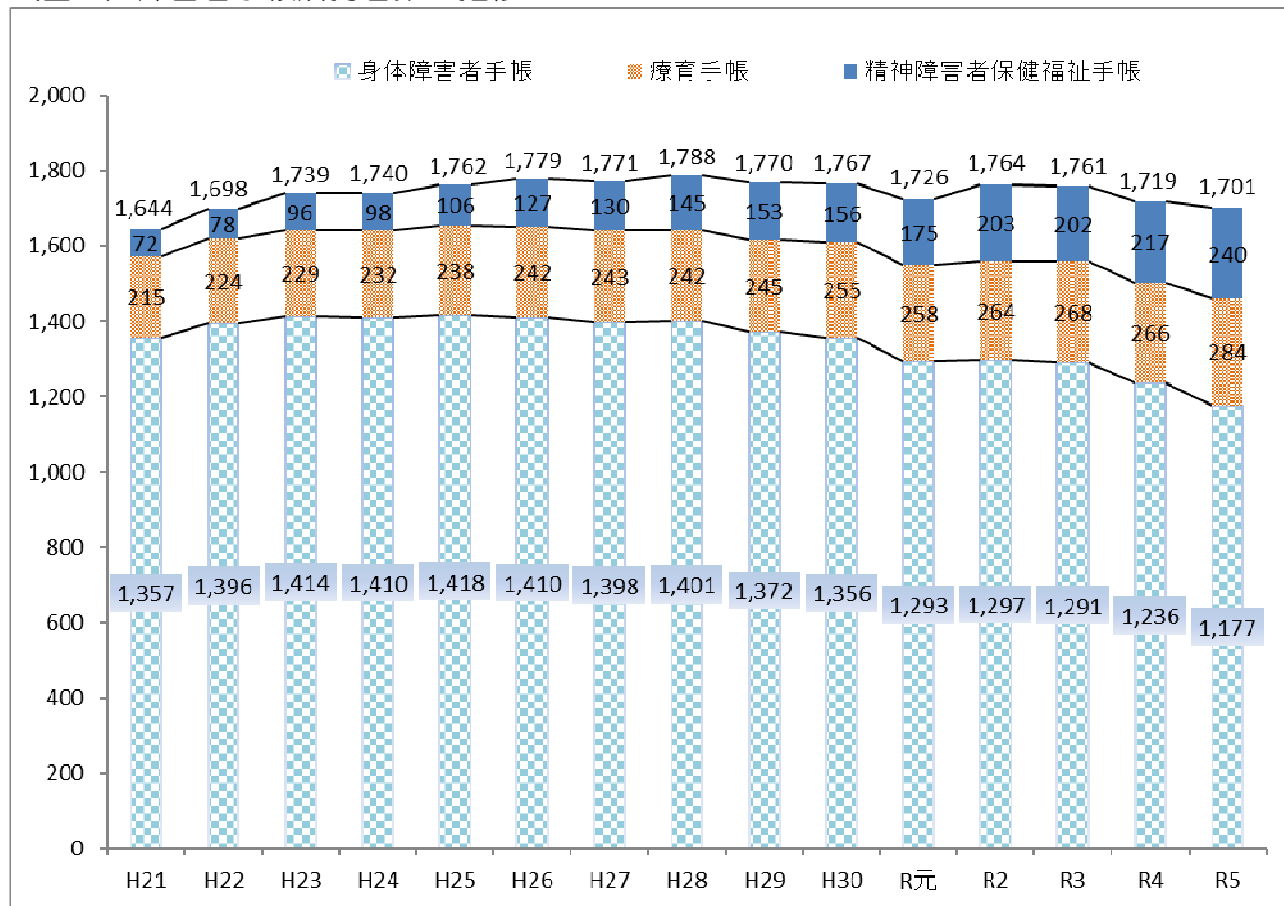
3 計画の期間

この計画の期間は、令和6年度から令和11年度までの6か年とします。ただし、社会情勢や地域社会の変化に対して柔軟に対応できるよう、必要に応じて見直しを行うものとします。

第2章 滑川市の障がい者の状況

1 障害者手帳所持者数の推移

(図1) 障害者手帳所持者数の推移



各年4月1日現在

図1の障害者手帳所持者数は、ここ数年減少傾向にあり、令和5年4月1日現在で1,701人となっています。

身体障害者手帳所持者は、ピーク時の平成25年頃から減少傾向にありますが、療育手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者は年々増加傾向にあります。

特に精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成21年の約3.3倍と大幅に増加しています。

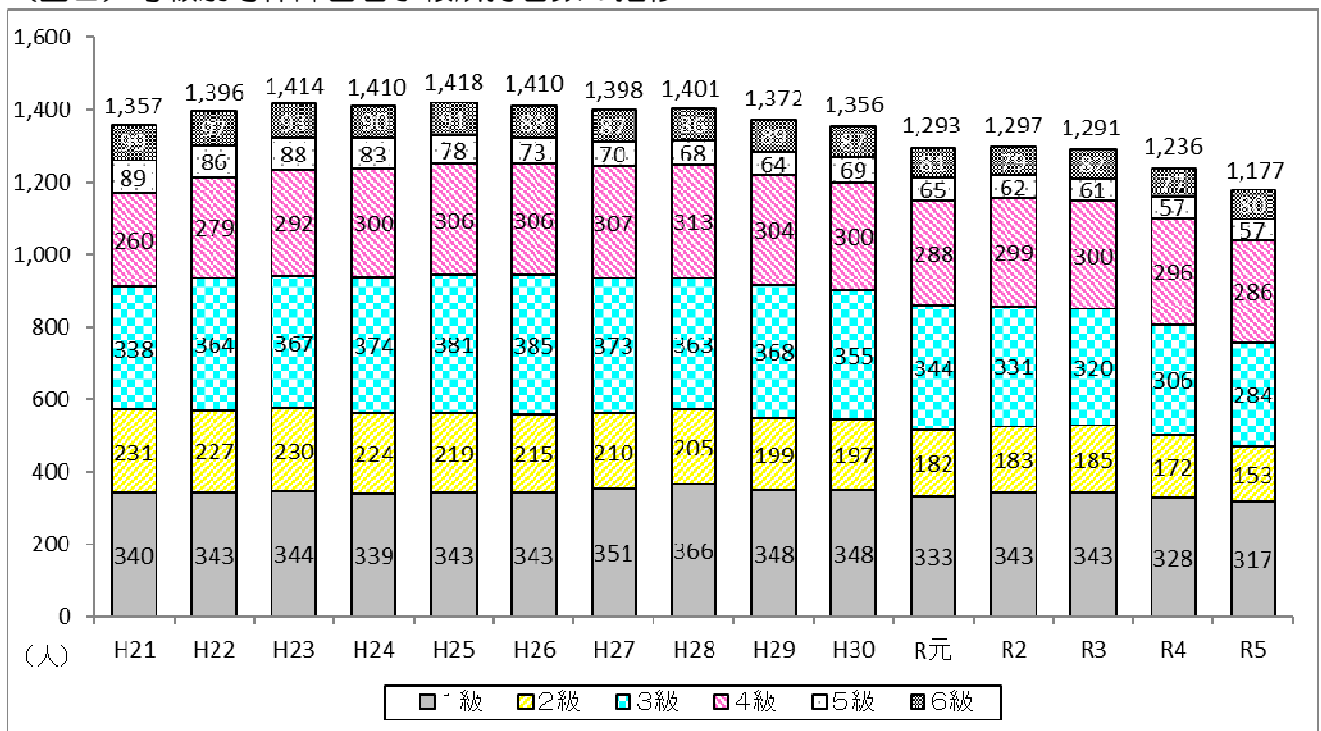
2 身体障がい者の状況

(表1) 身体障害者手帳所持者の障害別・等級・年齢・性別状況 (人)

区 分		視覚	聴覚	平衡	音声 言語 そしゃく	肢体 不自 由	内 部 障 害				合計
							心臓	腎臓	膀胱 直腸	その他	
等級別	1級	13	0	0	0	58	102	64	0	6	243
	2級	29	36	0	0	118	0	0	0	2	185
	3級	1	8	1	2	121	161	4	2	4	304
	4級	2	24	0	9	172	50	1	41	1	300
	5級	15	0	0	0	47	0	0	0	0	62
	6級	5	47	0	0	31	0	0	0	0	83
	計	65	115	1	11	547	313	69	43	13	1,177
年齢階層別	18歳未満	2	3	0	0	12	3	0	0	2	22
	18～64歳	21	32	0	4	139	41	25	8	4	274
	65歳以上	42	80	1	7	396	269	44	35	7	881
	計	65	115	1	11	547	313	69	43	13	1,177

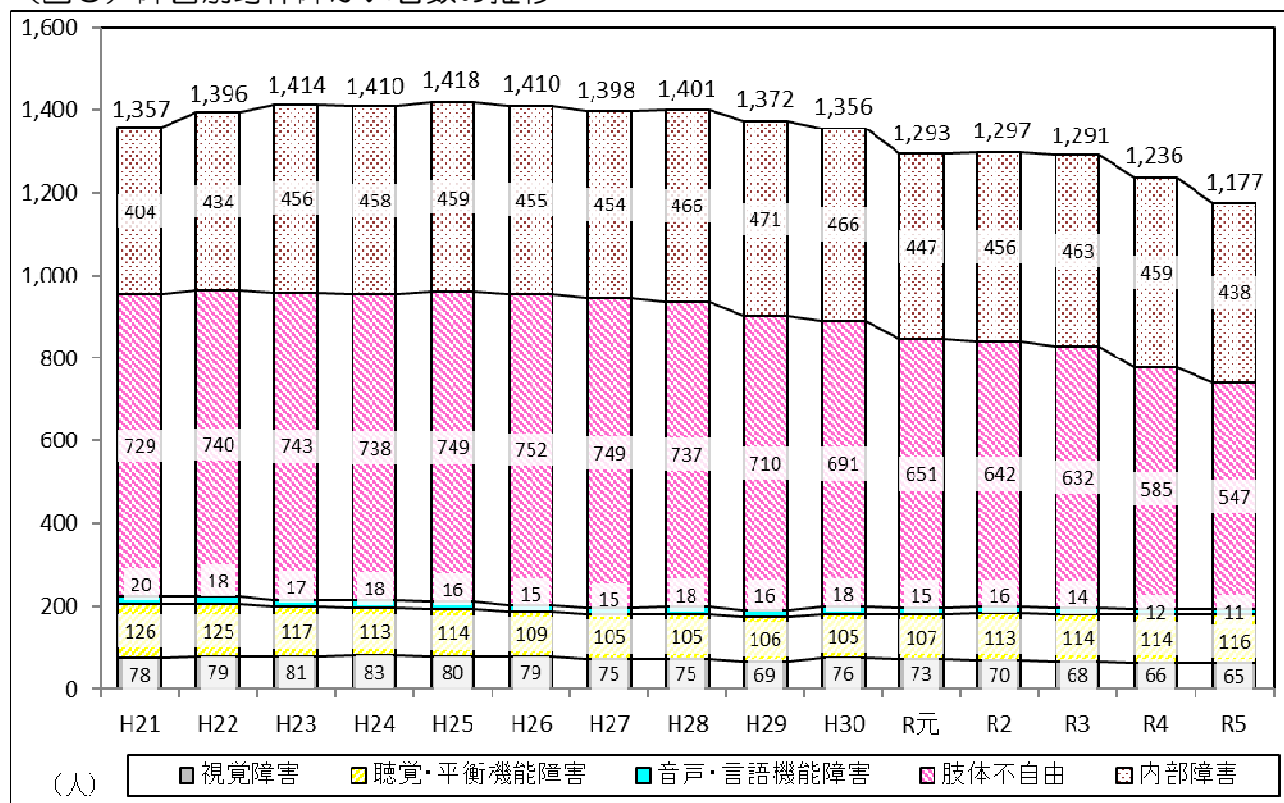
令和5年4月1日現在

(図2) 等級別身体障害者手帳所持者数の推移



各年4月1日現在

(図3) 障害別身体障がい者数の推移



各年 4 月 1 日現在

表1の身体障害者手帳の所持者数は、令和5年4月1日現在で1,177人となっています。

図2の等級別では、「1級」が317人、「2級」が153人と、重度の障がい者の数が約40%を占めています。

図3の障がいの種別では「肢体不自由」が547人と約46%を占め、次いで「内部障害」が438人で約37%となっています。

また、表1の年齢別でみると、「65歳以上」が881人と約75%を占めています。

身体障害者手帳の所持者数はピーク時の平成25年頃に比べ減少傾向にあり、割合的に高度障がいの1級の増加が見られますが、図3の障がいの種別では、「肢体不自由」が平成21年の729人から令和5年には547人と、約0.75倍となっています。

3 知的障がい者の状況

(表2) 療育手帳所持者数

(※施設等入所者については、介護保険施設を含む)

(人)

区 分	在 宅 者	施設等入所者	合 計
総 数	221	63	284
知的障がい児 (18 歳未満)	53	1	54
知的障がい者 (18 歳以上)	168	62	230

令和5年4月1日現在

(表3) 年齢階層別・性別療育手帳所持者数

(人)

区 分	男	女	合 計
5 歳未満	2	2	4
5 歳～9 歳	10	3	13
10 歳～14 歳	15	4	19
15 歳～19 歳	23	7	30
20 歳～29 歳	44	15	59
30 歳～39 歳	27	16	43
40 歳～49 歳	26	10	36
50 歳～59 歳	21	19	40
60 歳～64 歳	7	7	14
65 歳～69 歳	4	5	9
70 歳以上	10	7	17
計	189	95	284

令和5年4月1日現在

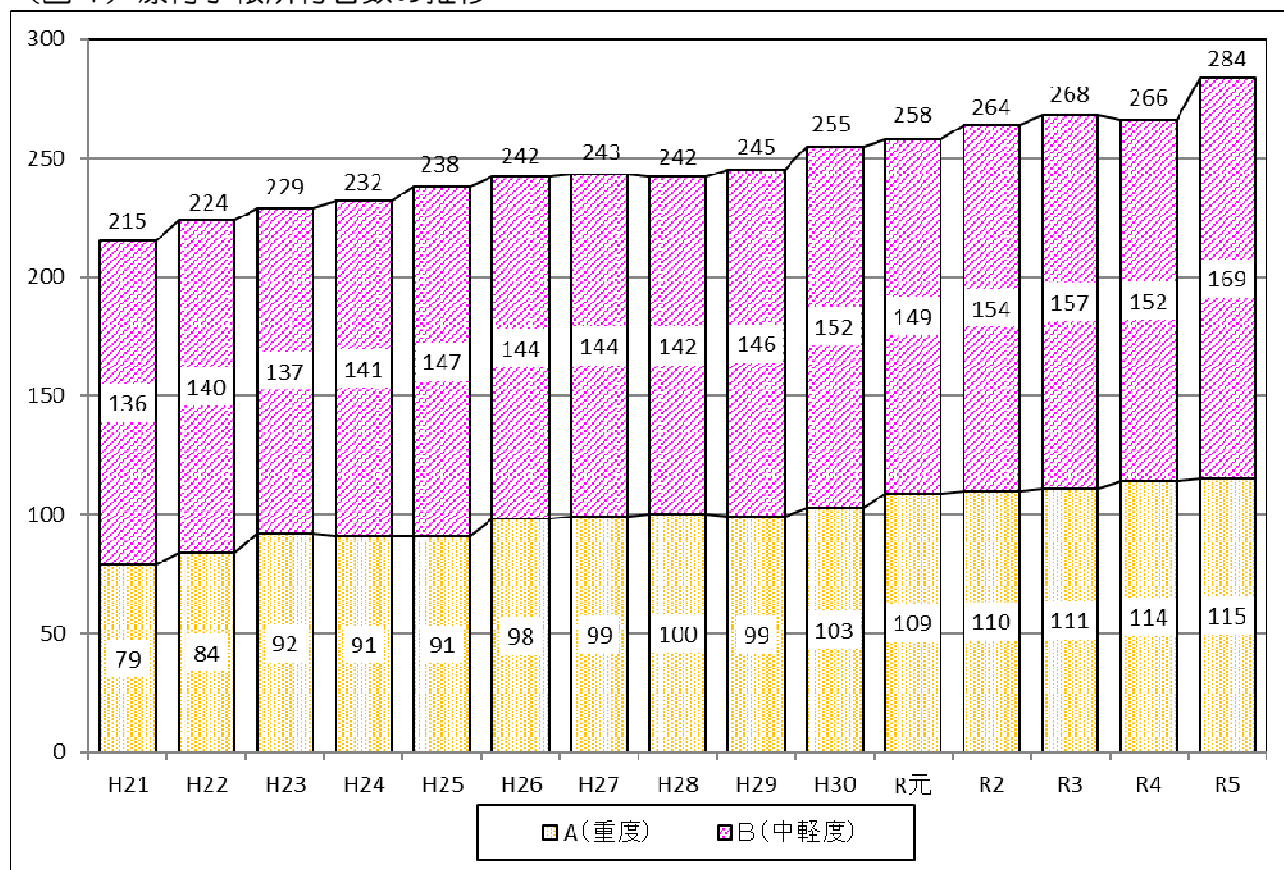
(表4) 障害の程度別療育手帳所持者数

(人)

区 分	A(重度)	B(中軽度)	合 計
総 数	115	169	284
知的障がい児 (18 歳未満)	20	34	54
知的障がい者 (18 歳以上)	95	135	230

令和5年4月1日現在

(図4) 療育手帳所有者数の推移



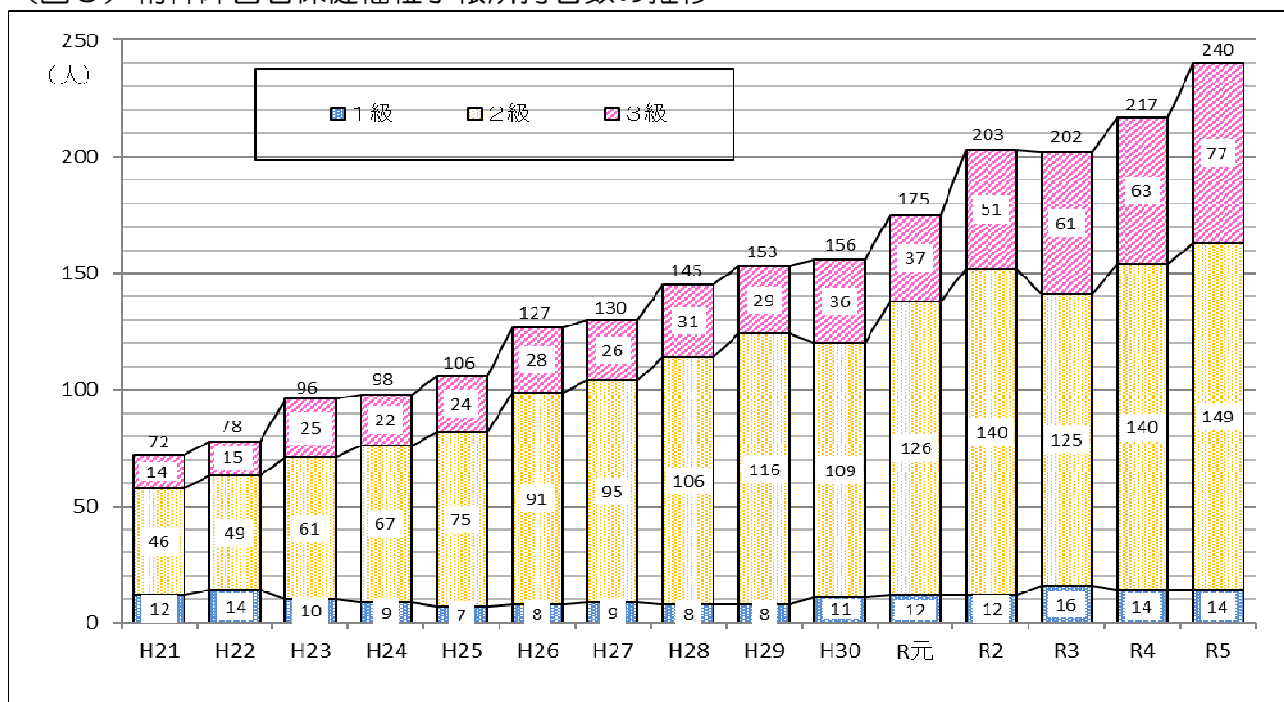
各年4月1日現在

表2の療育手帳の所持者数は、令和5年4月1日現在、284人となっており、年齢別では「18歳以上」が230人と約8割を占めています。

表4の障がいの程度別では、「A(重度)」が115人、「B(中軽度)」が169人となっており、図4の近年の推移をみると、A(重度)、B(中軽度)共に若干の増加傾向が見られます。

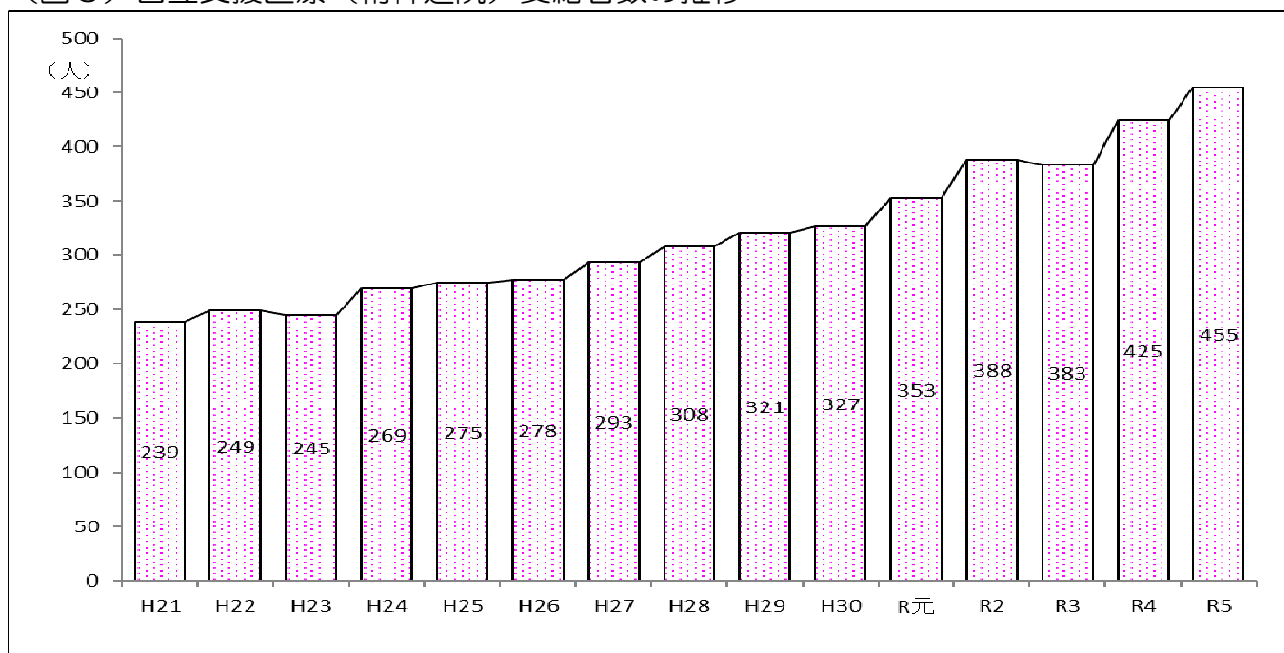
4 精神障がい者の状況

(図5) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



各年4月1日現在

(図6) 自立支援医療（精神通院）受給者数の推移



各年4月1日現在

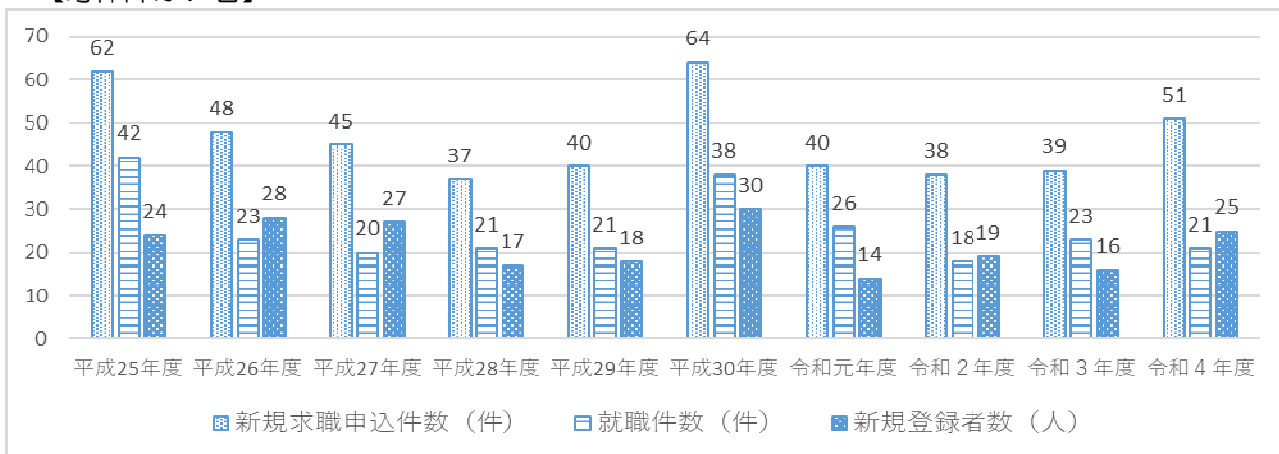
図5の精神障害者保健福祉手帳の所持者数は年々増加しており、令和5年4月1日現在、240人となっています。

また、図6では、継続的な治療が必要なため、通院に係る医療費（自立支援医療（精神通院））助成の受給者数も年々増加しており、令和5年4月1日現在、455人となっています。

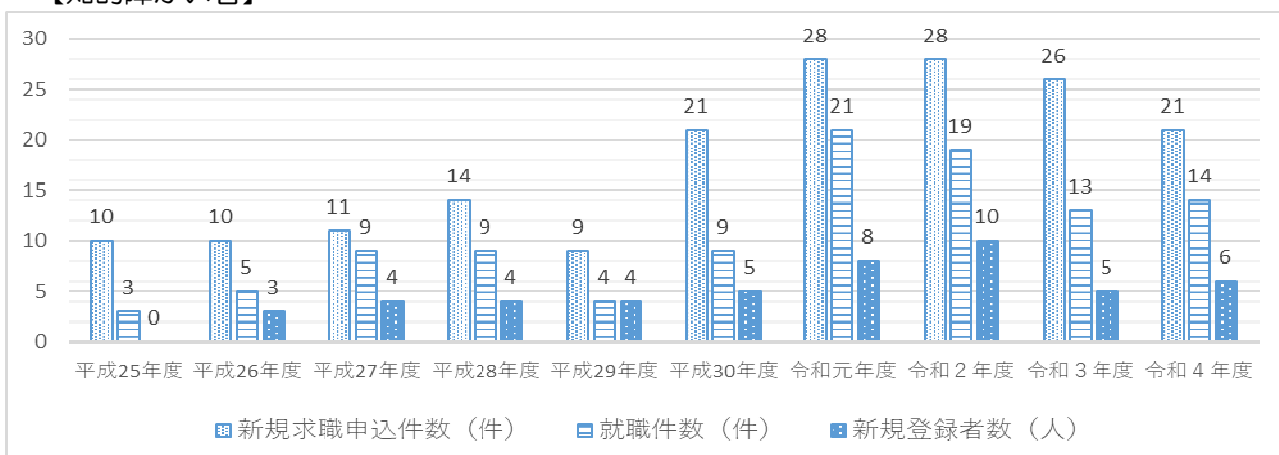
5 障がい者の就労及び雇用状況

(図7) 障がい者への職業紹介の状況 <滑川公共職業安定所管内>

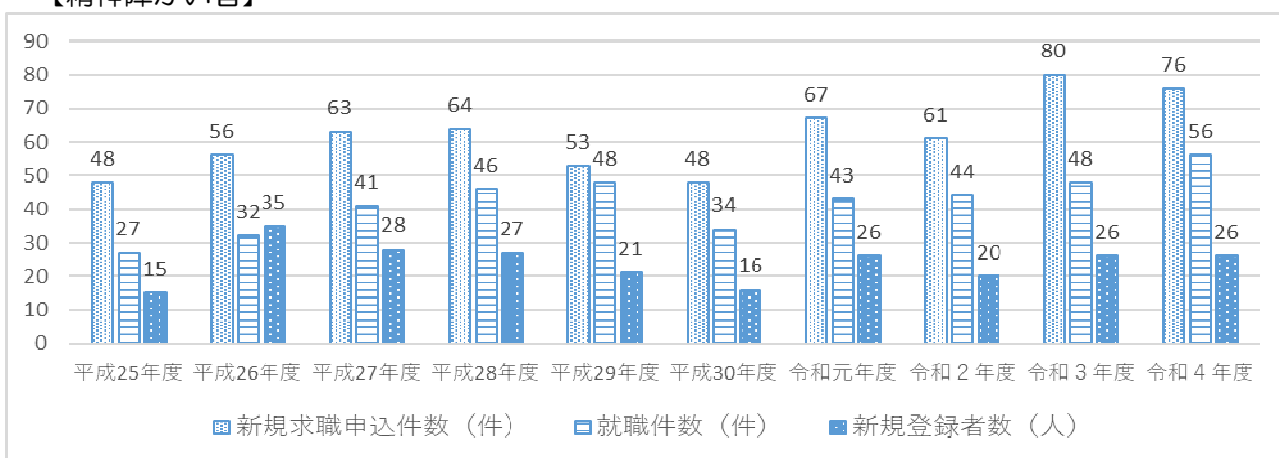
【身体障がい者】



【知的障がい者】



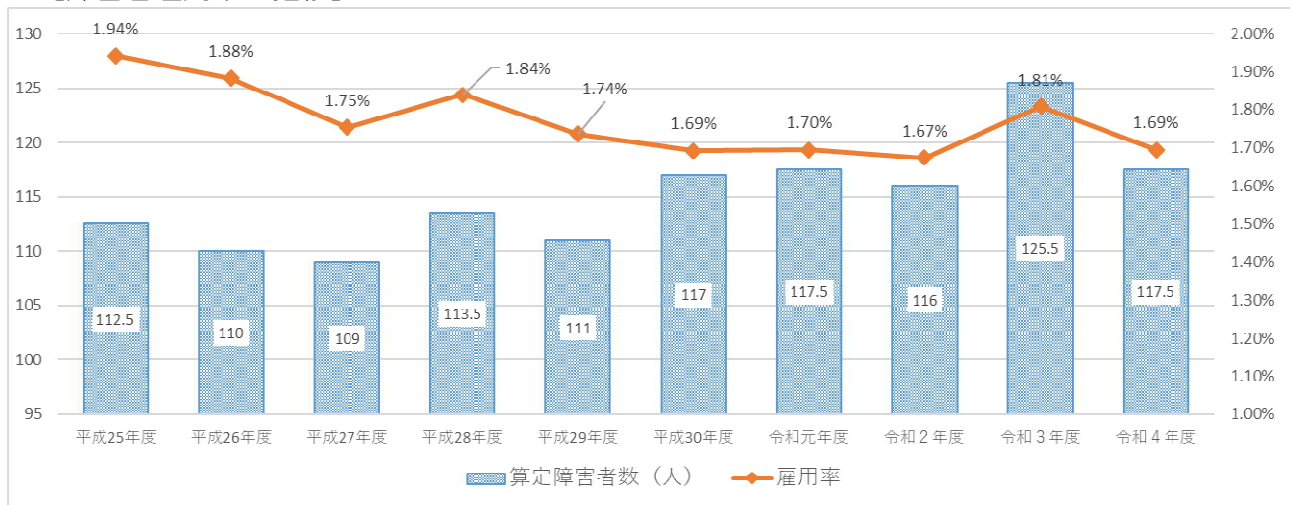
【精神障がい者】



- ※ 新規求職申込件数 期間中に新たに受け付けた求職申込みの件数
- ※ 就職件数 有効求職者がハローワークの紹介により就職したことを確認した件数
- ※ 新規登録者数 初めてハローワークに求職登録をした障がい者の人数

(図8) 一般民間企業における障がい者の雇用状況 <滑川公共職業安定所管内>

【障害者雇用率の推移】



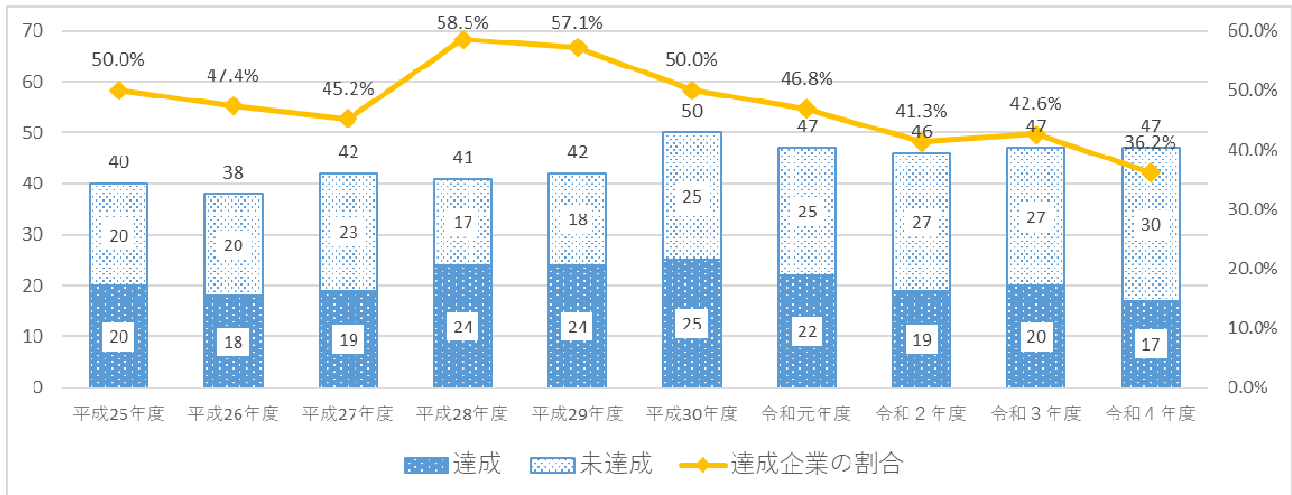
【算定障害者数※1の内訳】

		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
身 体	重度	33(18)	29(15)	34(18)	40(21)	40(21)	40(21)	42(22)	39(21)	44(23)	39(20)
	重度以外	37.5	34	31.5	33	34	34	36	35.5	38.5	36.5
知 的	重度	15(9)	19(11)	15(8)	10(6)	6(4)	6(4)	6(4)	7(4)	8(4)	8(4)
	重度以外	18.5	21	23	22.5	26	26	23.5	23.5	22.5	23
精 神		8.5	7	5.5	8	5	6	10	10	12	11
計		112.5 (27)	110 (26)	109 (26)	113.5 (27)	111 (25)	117 (25)	117.5 (26)	116 (25)	125.5 (27)	117.5 (24)

※1 重度の身体・知的障がい者のうち、短時間以外の常用雇用労働者は実数×2、重度以外の身体・知的障がい者及び精神障害者のうち短時間労働者は実数×1/2、それ以外の障がい者は実数×1で換算しているもの

※2 () 内は実数

(図9) 【民間企業における法定雇用率の達成割合】



※ 法定雇用率 民間企業 2.3% (常用労働者数 43.5 人以上の企業)

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、一定の割合 (法定雇用率) に相当する人数以上の障がい者を常用労働者として雇用することが義務づけられています。

平成 30 年 4 月 1 日から、従来の身体障がい者及び知的障がい者に加えて精神障がい者についても法定雇用率の算定対象 (事業主の雇用率の算定対象には、平成 18 年 4 月 1 日から) となりました。

図7の障がい者への職業紹介の状況では、令和4年度において身体障がい者の新規求職申込件数の増加が見られる一方、知的障がい者及び精神障がい者については、減少しています。

また、図8の障害者雇用率については、ほぼ横ばいの傾向が見られますが、図9の民間企業における法定雇用率の達成割合については、近年、減少傾向にあります。

6 市民アンケート調査の結果について

(1) アンケート調査の概要

本市に在住する障がい者（児）を対象に、日頃の生活の状況や本市の障がい者施策に対するニーズを把握することを目的に、アンケート調査を実施しました。

1 アンケートの内容

資料編の「2 市民アンケート 調査表」（p.82～p.88）に掲載のとおり

2 調査基準日

令和5年10月1日

3 調査期間

令和5年12月1日から令和5年12月31日まで

4 調査方法

次の①及び②の方全員に調査票を郵送し、回答票を返送またはLoGoフォームによるデータ入力により回答していただくことにより調査しました。

① 調査基準日現在で、障害者手帳を所持する者（児）

② 調査基準日現在で、障害者手帳を所持しないが、現在、障がい児福祉サービスの利用実績がある児童

5 回答結果（紙：747人、LoGoフォーム：111人）

	対象者数	回答数	回答率
身体障がい	1,212人	624人	51.5%
知的障がい	228人	106人	46.5%
精神障がい	244人	94人	38.5%
発達障がい	39人	24人	61.5%
（不明）		10人	
合 計	1,723人	858人	49.8%

※身体障害者手帳とその他の手帳を所持する者については、身体障がいに計上。

※療育手帳と精神障害者保健福祉手帳を所持する者については、知的障がいに計上。

(2) 主な回答結果について

① 回答者の年齢属性について

問 1 令和 5 年 10 月 1 日現在の年齢をお教えてください。

	全体	身体障がい	知的障がい	精神障がい	発達障がい
10 歳未満	4.8%	1.4%	13.2%	0.0%	75.0%
10 歳代	2.7%	0.5%	12.3%	1.1%	25.0%
20 歳代	3.6%	1.3%	15.1%	7.4%	0.0%
30 歳代	5.5%	1.9%	20.8%	13.8%	0.0%
40 歳代	7.7%	3.7%	16.0%	25.5%	0.0%
50 歳代	10.5%	8.8%	9.4%	25.5%	0.0%
60 歳～64 歳	5.7%	6.2%	2.8%	6.4%	0.0%
65 歳～69 歳	7.9%	9.5%	4.7%	3.2%	0.0%
70 歳以上	50.5%	65.9%	3.8%	16.0%	0.0%
無回答	1.1%	0.8%	1.9%	1.1%	0.0%

今回の調査には、全体で計 858 人の方から回答をいただき、その年齢層別の内訳は、20 歳未満の方が約 1 割、20 歳～64 歳までの方が約 3 割、65 歳以上の方が約 6 割となっています。

障がい別に見ると、以下の傾向が見受けられます。

- ・身体障がいにおいては、65 歳以上の方の割合が、75.4%を占めています。
- ・知的障がいにおいては、40 歳代までの方の割合が、77.4%を占めています。
- ・精神障がいにおいては、40 歳代及び 50 歳代の方の割合が 51.0%を占めています。
- ・発達障がいにおいては、10 歳未満の方の割合が 75.0%を占めています。

② 一緒に暮らしている人について

問3 あなたは、どなたと一緒に暮らしていますか。(複数回答)(上位3項目)

身体障がい			知的障がい			精神障がい		
1	配偶者	47%	1	親・祖父母	72%	1	親・祖父母	47%
2	子どもやその配偶者	35%	2	兄弟姉妹やその配偶者	25%	2	配偶者	19%
3	ひとり暮らし	15%	3	入所施設	22%	3	ひとり暮らし	14%
						3	子どもやその配偶者	14%

発達障がい		
1	親・祖父母	100%
2	兄弟姉妹やその配偶者	67%

※「その他」の項目を除く(以下の表において同じ)

身体障がいにおいては、「配偶者」の割合が全体の47%を占めており、その他の障がいにおいては、「親・祖父母」の割合が多く占めています。

③ 生活について

問4 あなたが現在、生活で困っていることは何ですか。(複数回答)(上位3項目)

身体障がい			知的障がい			精神障がい		
1	緊急時・災害時のこと	25%	1	将来の援助・支援等のこと	29%	1	経済的なこと	48%
2	将来の援助・支援等のこと	23%	2	経済的なこと	22%	2	将来の援助・支援等のこと	44%
2	経済的なこと	23%	3	就労のこと	18%	3	家庭や家庭生活のこと	33%

発達障がい		
1	教育や学習、就学・進路のこと	75%
2	将来の援助・支援等のこと	17%
2	友だちや相談相手を持つこと	17%

現在の生活で困っていることとして、引き続き「将来の援助・支援等のこと」や「経済的なこと」が上位に挙がっています。また、前回調査時に比べ、身体障がいにおいては「緊急時・災害時のこと」がより上位に挙がっています。

④ 健康や医療について

問6 健康管理や医療について、どのようなことに対して困ったり不便に思ったりしたことがありますか。（複数回答）（上位3項目）

身体障がい			知的障がい			精神障がい		
1	通院するための交通手段がない	11%	1	障がいにより、医師に病気（症状・状態・疑問点など）が上手く伝えられない	28%	1	専門的な診察を受けられる医療機関が近くにない	19%
2	医療費の負担が大きい	10%	2	医師などからの説明がわからない	16%	2	障がいにより、医師に病気（症状・状態・疑問点など）が上手く伝えられない	18%
3	専門的な診察を受けられる医療機関が近くにない	8%	3	専門的な診察を受けられる医療機関が近くにない	11%	3	医療費の負担が大きい	17%

発達障がい		
1	専門的な診察を受けられる医療機関が近くにない	21%
2	通院するときに付き添いをしてくれる人がいない	8%
2	障がいにより、医師に病気（症状・状態・疑問点など）が上手く伝えられない	8%

すべての区分において「専門的な診察を受けられる医療機関が近くにない」が上位に挙げられています。

知的障がい、精神障がい、発達障がいでは、「障がいにより、医師に病気（症状・状態・疑問点など）が上手く伝えられない」など医師とのコミュニケーションへの悩みが上位に挙がっています。

また、身体障がいと精神障がいでは、「医療費の負担が大きい」が上位に挙がっています。

⑤ 介助（支援）の状況について

問7 あなたの介助（支援）を主にしているのはどなたですか。（1つ）（上位3項目）

身体障がい			知的障がい			精神障がい		
1	配偶者	34%	1	親・祖父母	58%	1	親・祖父母	36%
2	子どもやその配偶者	20%	2	入所施設や病院の職員	23%	2	配偶者	18%
3	親・祖父母	8%	3	兄弟姉妹やその配偶者	3%	3	入所施設や病院の職員	13%
			3	相談支援事業所の相談支援員・介護保険のケアマネージャー	3%			

発達障がい		
1	親・祖父母	88%

すべての区分において「親・祖父母」が上位に挙げられています。

知的障がい、精神障がいについては、「入所施設や病院の職員」が上位に挙げられています。

⑥ 障がいのある子どもへの支援について

問10 あなたが次のうち、今後、利用を考えているサービスがあれば教えてください。

（複数回答）（上位3項目）

共通		
1	放課後等デイサービス（放課後等における生活能力の向上などのために必要な訓練の提供）	74%
2	児童発達支援（日常生活の動作の指導や集団生活への適応訓練その他の支援）	44%
3	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）（小学生の放課後の一時預かり事業）	28%

問11 あなたが保育所・認定こども園・小学校・中学校・高校などでの生活をおくるうえで、どのような支援が必要だと思いますか。（複数回答）（上位3項目）

共通		
1	子どもの能力や障がいの特性に応じた指導	89%
2	放課後に子どもを預かってくれる場所の充実	71%
3	保育士や教師による就学相談や進路相談などの相談体制の充実	57%

問 12 障がいがある子どもの療育支援として、特に必要と思うものをお答えください。

(複数回答)(上位3項目)

共通		
1	保育所などや学校において発達障害の専門的な知識を持つ職員の配置	79%
2	子どもの障がいに応じた適切な支援の提供が可能な療育施設の整備	73%
3	子どもの成長・発達について継続的に相談が受けられる専門的な相談施設の整備	66%

問 10 では、今後、利用を考えているサービスとして、放課後等デイサービスや児童発達支援といった障害児通所支援サービスのほか、小学生の放課後の一時預かりへのニーズが見られます。

また、問 11、12 では、保育所・学校などでの生活や療育*支援へのニーズとして、子どもの能力や障がいの特性に応じた指導体制の構築、切れ目のない継続的な相談支援体制の充実、専門的な知識を持つ職員の配置、早期に適切な支援の提供が可能な療育施設の整備が高く出ています。

⑦ 就労について

問 13 あなたが仕事をする上で困ったり、つらいと感じたりしたことは主にどのようなことですか。(複数回答)(上位2項目)(働いている方への質問)

身体障がい			知的障がい			精神障がい		
1	収入が少ない	45%	1	収入が少ない	45%	1	収入が少ない	55%
2	体調のコントロールが難しい	24%	2	職場の人間関係	35%	1	体調のコントロールが難しい	55%

問 14 あなたは障がい者が働くために、どんな支援が必要だと思いますか。

(複数回答)(上位2項目)(働いている方への質問)

身体障がい			知的障がい			精神障がい		
1	上司や同僚の理解	65%	1	上司や同僚の理解	44%	1	事業主の理解	74%
2	事業主の理解	59%	2	障がいの特性に配慮した職場環境の整備	40%	2	上司や同僚の理解	67%

問 13 では、仕事をする上で収入が少なく、経済的な不安について最も多く挙げられています。障害福祉サービスにおける就労支援を受けている方や非正規雇用の方の割合が高いことが推測されます。

また、問 14 では、障がい者の就労に必要なこととして、事業主や職場における障がい理解や障がいの特性に応じた職場環境の整備へのニーズが高く挙げられています。

⑧ 外出時の不便や困りごとについて

問 15 あなたが外出するとき、利用することのある移動・交通手段はどれですか。

(複数回答)(上位3項目)

身体障がい			知的障がい			精神障がい		
1	自家用車（自分が運転）	45%	1	自家用車（家族などが運転）	50%	1	自家用車（家族などが運転）	47%
1	自家用車（家族などが運転）	45%	2	徒歩	48%	1	徒歩	47%
3	徒歩	30%	3	鉄道	30%	3	自家用車（自分が運転）	40%
			3	（施設などの）送迎バス	30%			

発達障がい		
1	自家用車（家族などが運転）	79%
2	徒歩	58%
3	自転車・バイク	17%

問 16 外出の時に、不便に感じることや困っていることはありますか。

(複数回答)(上位3項目)

身体障がい			知的障がい			精神障がい		
1	特にない	29%	1	特にない	36%	1	障がいがあることや症状について周りに理解されにくい	30%
2	歩道、道路や施設に階段や段差が多い	16%	2	自分の意思を伝えたり、コミュニケーションをとったりすることが難しい	30%	2	特にない	27%
3	障がい者用の駐車スペースが少ない	15%	3	障がいがあることや症状について周りに理解されにくい	21%	3	外出に費用がかかりすぎる	19%

発達障がい		
1	障がいがあることや症状について周りに理解されにくい	33%
2	自分の意思を伝えたり、コミュニケーションをとったりすることが難しい	29%
3	特にない	13%

問 15 の利用することのある移動・交通手段については、「自家用車（家族などが運転）」が最も多く、身体障がいについては、今後障がい者本人や配偶者等の介助者の高齢化がさらに進行した場合の移動手段の確保が必要となってきます。

問 16 の外出時の不便や困りごとについて、身体障がいでは歩道の整備などハード面の内容や専用の駐車スペースの確保が多く挙げられていますが、その他の障がいでは、外出時の他者とのコミュニケーションや、周囲の障がい理解について困っていると回答がありました。

⑨ 地域におけるボランティアへのニーズについて

問 19 あなたは、地域において、どのようなボランティアによる支援・交流があったらよいと思いますか。（複数回答）（上位 3 項目）

身体障がい			知的障がい			精神障がい		
1	普段から定期的に声かけなど（見守り）する	32%	1	地域の行事やイベントと一緒に参加する	36%	1	相談相手になる	29%
2	地域の行事やイベントと一緒に参加する	22%	2	普段から定期的に声かけなど（見守り）する	25%	2	趣味やスポーツ活動と一緒にする	23%
3	趣味やスポーツ活動と一緒にする	18%	2	趣味やスポーツ活動と一緒にする	25%	3	世間話をして一緒に過ごす	20%

発達障がい		
1	趣味やスポーツ活動と一緒にする	33%
2	地域の行事やイベントと一緒に参加する	29%
3	普段から定期的に声かけなど（見守り）する	25%

地域のボランティアへのニーズとして、身体障がい、知的障がい、発達障がいでは「普段から定期的に声かけなど（見守り）する」、「地域の行事やイベントと一緒に参加する」、「趣味やスポーツ活動と一緒にする」へのニーズがありました。精神障がいでは「相談相手になる」、「世間話をして一緒に過ごす」が挙げられています。

⑩ 緊急時の対策について

問 22 あなたが自然災害について不安に思うことはなんですか。(複数回答)(上位3項目)

身体障がい			知的障がい			精神障がい		
1	災害前に受けていた治療や薬の処方を災害発生後も受けられるか	38%	1	他の避難者が自分の障がいや症状について理解してくれるか	42%	1	災害前に受けていた治療や薬の処方を災害発生後も受けられるか	40%
2	避難所の設備(トイレなど)が不安	30%	2	災害前に受けていた治療や薬の処方を災害発生後も受けられるか	28%	2	避難所の設備(トイレなど)が不安	28%
3	避難場所まで1人で行けない(坂や段差がある、避難場所が遠いなど)	29%	3	避難場所まで1人で行けない(坂や段差がある、避難場所が遠いなど)	27%	3	他の避難者が自分の障がいや症状について理解してくれるか	24%

発達障がい		
1	他の避難者が自分の障がいや症状について理解してくれるか	42%
2	他人と一緒に避難所にいられない	33%
3	避難場所まで1人で行けない(坂や段差がある、避難場所が遠いなど)	29%

自然災害への不安として、高齢や障がいの程度を理由に避難所までの移動手段や避難所での設備への不安、さらには日常受けていた医療的ケア[※]の対応や避難所において他者と共に過ごすことへの不安についても多く挙げられています。また、知的障がい、精神障がい、発達障がいでは、避難生活における周りの避難者の障がい理解への不安も多く挙げられています。

近年、全国的に自然災害が激甚化及び頻発化しているため、災害時に自力避難が困難な障がい者が逃げ遅れるのを防ぐための対策として、個別避難計画[※]の策定に取り組んでいく必要があります。

問 23 あなたは、「個別避難計画」について知っていますか。

共通	
知っている	10%
聞いたことがある	15%
知らない	74%

問 24 あなたは個別避難計画の作成についてどう思いますか。

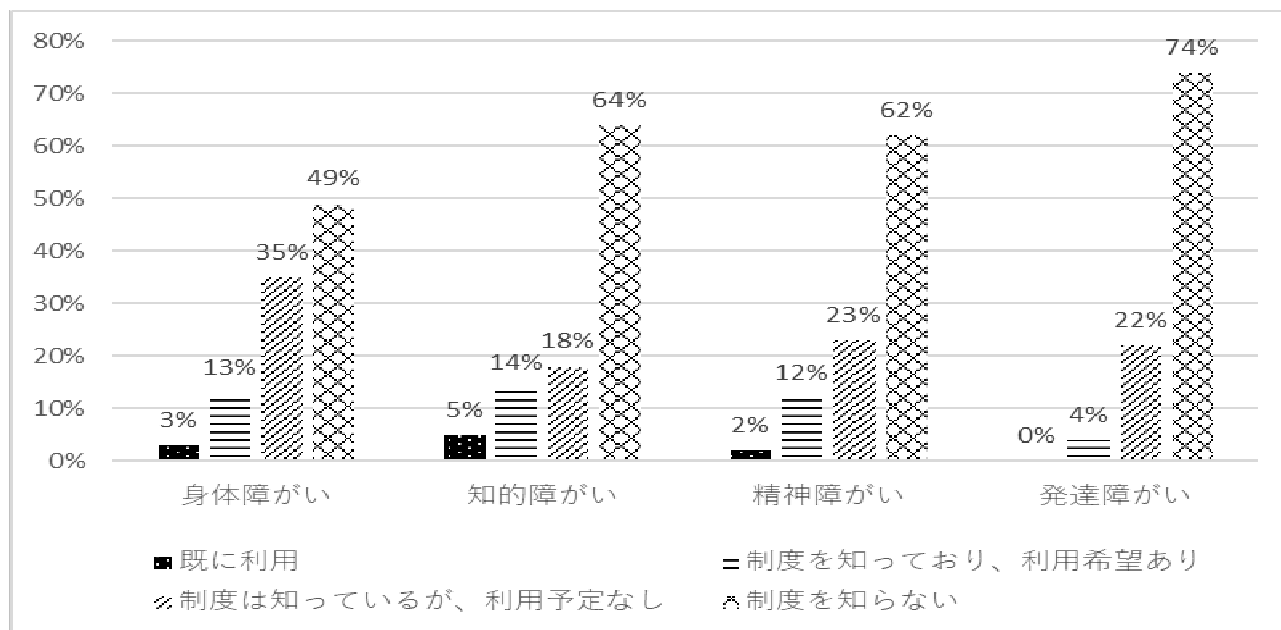
共通			
作成したい	12%	どちらかといえば作成したい	20%
どちらかといえば作成したくない	4%	作成したくない	4%
わからない	57%		

問23、24について、今後市は個別避難計画※の作成に取り組んでいくこととしていますが、74%の方が個別避難計画※について「知らない」、57%の方が個別避難計画※の作成について「わからない」と回答がありました。

そのため、個別避難計画※の内容について対象者に周知を図りながら作成を促していく必要があります。

⑪ 成年後見制度について

問 25 あなたは、成年後見制度※を知っていますか。また、利用したいですか。



成年後見制度※の認知度については全ての区分において低く、引き続き制度の周知を図る必要があります。

⑫ 障がい者虐待・不適切な行為について

問 30 相談しなかったのは、なぜですか。(複数回答)(上位3項目)

共通		
1	どこ(誰)に相談してよいのかわからなかったから	63%
2	誰も相談する人がいなかったから	52%
3	自分さえ我慢すれば、このままやっていけると思ったから	48%

障がい者虐待・不適切な行為について、回答者全体の約11%の方が虐待・不適切な行為を受けたと回答がありました。

前回調査時から若干の改善傾向が見られるものの、虐待防止の取り組みの普及・啓発の一層の強化が必要と考えられます。

第3章 計画策定の基本的な考え方

1 基本理念

障がいのある・ないに関わらず、個性と人格を尊重する社会の実現を目指す障害者基本法の理念を踏まえ、「障がいがある人もない人も、ともに、安心して、自分らしく暮らせるまちづくり」を基本理念に掲げ、本市における障がい者施策の推進に取り組みます。

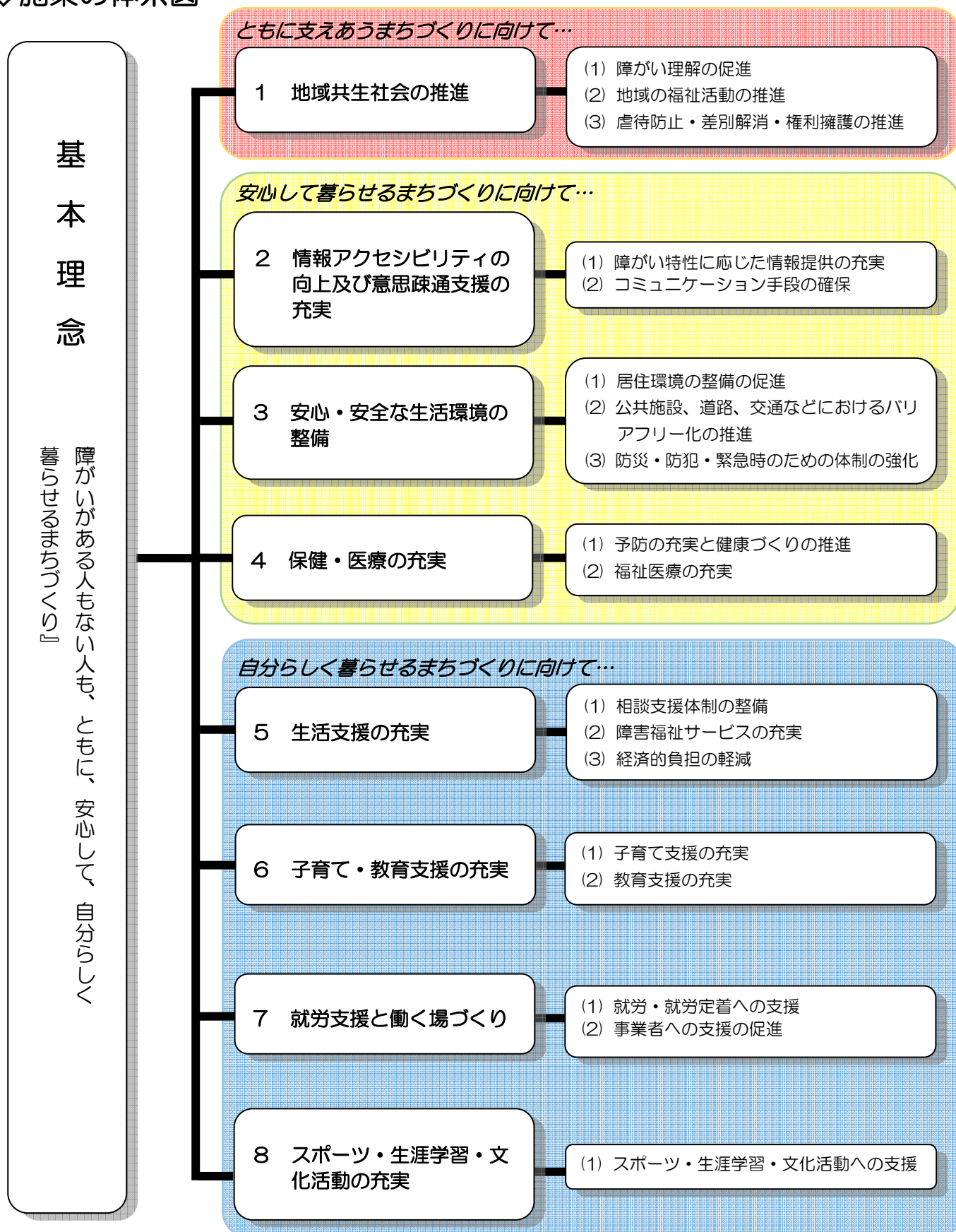
【基本理念】

「障がいがある人もない人も、ともに、安心して、
自分らしく暮らせるまちづくり」

- 市は、すべての市民が、障がいのある・ないに関わらず、“ともに” 人格と個性を尊重しあう「共生社会」の実現を目指します。
(基本目標1)
- 市は、障がい者が、住み慣れたまち・滑川で、必要な支援を受けながら“安心して” 暮らせることを目指します。
(基本目標2、3、4)
- 市は、障がい者が、住み慣れたまち・滑川で、自らの能力を最大限発揮することにより“自分らしく” 暮らすことができるまちづくりを目指します。
(基本目標5、6、7、8)

第4章 施策の展開

◇施策の体系図



基本目標 1 地域共生社会の推進

障がいのある人となない人が、心の隔たりなく地域で共に暮らすため、障がい理解を深めるための活動に取り組むほか、地域における交流・ボランティア活動を推進し、障がい者を地域で支えあう市民の意識の醸成に努めます。

また、障がい者への差別や偏見をなくすとともに、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁*を取り除く活動を進めます。

(1) 障がい理解の促進

現状と課題

- ◇障がい者が、社会の一員として安心して生活するためには、障がい者自身が自立を図る一方、全ての市民が、障がいの特性を理解した上で、障がい者にとってどのような支援が必要かの理解を深めることが求められています。
- ◇幼少期から、地域や学校において、障がい者と出会い、触れ合うことを通じ、障がいを理解する機会を持つことが必要です。
- ◇聴覚障がい者だけではなく、発語が難しい方などに対し「手話でコミュニケーションシート」が幅広く誰もが使用できるコミュニケーションツールであることを周知する必要があります。

アンケート調査から

- ◇障害者駐車スペースに健常者の車が駐車してあり困る。(身体障がい)
- ◇精神疾患への一般の方の理解がまだまだなのでできれば隠したいと思い生活しています。(精神障がい)

今後の取り組み

施 策	内 容
①障がいを理解する機会の提供	障害者週間※における行事や市政講座・手話講座などの出前型の講座など、市民が障がいを理解する機会の充実に取り組みます。
②障がいへの理解の促進	聴覚障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病※、高次脳機能障がい※など、外見からはわかりにくい障がいや市民の一層の理解が必要な障がいについて、その障がい特性や必要な配慮についての理解の促進を図るため、ヘルプマークや富山県ゆずりあいパーキング利用証を配布します。 また、「手話でコミュニケーションシート」の周知を行います。
③合理的配慮※の普及・啓発	バリアフリー化※・ユニバーサルデザイン※の採用をはじめとする障がい者への合理的配慮※がなされることにより、障がい者の暮らしの充実が図られることについての普及・啓発に取り組みます。
④福祉教育の推進	小・中学校の特別活動などにおける福祉教育や、生涯学習の一環としての成人に向けた福祉教育の推進に努めます。

(2) 地域の福祉活動の推進

現状と課題

- ◇障がい者が地域で安心して生活していくためには、共に暮らす人々との交流の機会を増やしていくことが必要であり、各種の交流イベントや、障がい者自身が講師を務める障がい理解のための教室などの開催を通じ、お互いの交流の場の創出に努めてきました。
- ◇地域の福祉活動としてのボランティア活動には、障がい者にとっての生活支援の側面だけでなく、障がい者と地域の人々との交流促進の側面が期待されますが、その活動の充実には、人材の確保に加え、障がい者のニーズの把握とコーディネート、指導者の育成、支援者間のネットワークの構築が課題となっています。
- ◇同じ障がいのある人どうしが交流し、社会活動への参加を図る活動への支援が必要となっています。
- ◇当事者団体においては、より多くの参加者を募り、主体性をもって社会参加の機会を創出し、その頻度を高める必要があります。

アンケート調査から

◇未就学児や児童の親が集まれる場、話したり交流できたりする場があれば良い。(知的障がい)

今後の取り組み

施 策	内 容
①地域交流の促進	障がいのある人となない人の交流の促進を目的とする行事（障がい者・家族レクリエーション大会）を開催するほか、地域や障害福祉サービス事業所が行事を開催する際の支援に取り組みます。
②ボランティア活動への支援	市ボランティアセンターを主体とする障がい者支援のためのボランティア活動を支援し、障がい者を地域で支える体制づくりを支援します。
③当事者団体への支援	障がい者どうしの交流を通じた支えあいや社会活動への参加を支援するため、当事者団体の活動への支援に努めます。

(3) 虐待防止・差別解消・権利擁護の推進

現状と課題

◇市では、平成24年10月の障害者虐待防止法の施行を契機に、障がい者虐待に関する相談・通報窓口を整備し、障がい者虐待の未然防止、早期発見・対応や市民への普及・啓発に努めてきました。

◇市では、令和5年度から知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない者が成年後見制度*を適切に利用できるよう支援を行うため、地域包括支援センター内に「滑川市成年後見サポートセンター」を設置しました。

◇障がいのある人となない人が、心の隔たりなく地域で共に暮らすためには、障がいのある人への差別や偏見をなくすとともに、障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁*を取り除く必要があります。

◇また、障がいのある人が地域で安心して暮らしていけるよう、障がい者本人や家族に対して、意思決定や身上保護を支援する制度についての普及・啓発や、制度利用の支援に取り組むことが求められています。

アンケート調査から

◇成年後見制度等について正しい知識を提供してもらい、利用につなげたい。（身体障がい）

◇障害者が虐待だけでなく不当に扱われた際の相談窓口と行政の指導を確立させてほしい。（精神障がい）

今後の取り組み

施 策	内 容
①障がい者虐待防止の強化	障害者虐待防止センター※として、関係機関と連携を図りながら、障がい者に対する虐待の防止や早期の発見・対応及び障害者施設における職員の研修強化に努めます。
②障がいを理由とする差別解消の推進	障害者差別解消法の意義や趣旨などの周知に向けた普及・啓発を行うとともに、関係機関における事例共有や意見交換などを通じ、地域における対応力の向上に努めます。
③障がい者の権利擁護※の促進	成年後見制度※や日常生活自立支援事業※の普及・啓発、制度の利用に関する相談・支援を通じ、障がい者の意思決定や身上監護の支援の促進に努めます。 また、「滑川市成年後見サポートセンター」を周知し、相談・支援の促進に努めます。
④権利擁護※のための関係機関の連携	地域における障がい者の権利擁護※を支援する体制の構築を図るため、関係機関の連携の強化に努めます。

基本目標２ 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

地域において自立した生活を送るうえで必要となる様々な情報の取得や他者とのコミュニケーションの支援の充実に努めます。

令和４年５月に施行された「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の趣旨に基づき、障がいの有無にかかわらず、日常生活や社会生活に必要な情報に容易に接し、円滑に取得できるよう適切な情報提供に努めるとともに、「滑川市手話言語条例」に定める基本理念の普及や手話通訳者の養成・派遣を行うなど、障がいのある人や状態に応じたコミュニケーション支援を行います。

(1) 障がい特性に応じた情報提供の充実

現状と課題

- ◇障がい者が安心して暮らすには、日々の暮らしや緊急時への対応に関わる情報を円滑に入手することが必要です。障がいがあるために必要な情報の入手が制限されることのないよう、情報の提供の際における情報アクセシビリティ※の確保が求められています。
- ◇滑川市議会では令和５年３月議会から手話通訳を導入しましたが、今後も多様な障がい特性に配慮する必要があります。

アンケート調査から

- ◇家の近くに防災無線があるが全く聞こえない。災害時のみでいいから「FAX」や「メール」で防災無線の内容を送ってくれと助かる。（身体障がい）

今後の取り組み

施 策	内 容
①障がい特性に応じた情報提供	障がい特性に応じた行政情報の提供に配慮するとともに、障がい特性に応じた情報提供の手法についての普及・啓発に努めます。
②図書館資料の充実	視覚障がい者に配慮した資料の作成・充実やサピエ※を活用した視覚障がい者向け資料提供の充実に努めます。

(2) コミュニケーション手段の確保

現状と課題

- ◇障がい者が社会の一員として様々な社会活動に参加する際には、他者と気持ちや考えていることを伝え合い、相互に理解を得ることが大切です。そのため、聴覚障がいをはじめとした各種障がい特性に応じたコミュニケーションの支援が求められます。
- ◇手話についてはより多くの方に周知等を行い、普及を推進していく必要があります。

アンケート調査から

- ◇突発的にトラブルに巻き込まれたとき、手話通訳者がすぐに来てくれるのか、また、通訳者が到着するまでの対応をどうすればよいのか。（身体障がい）
- ◇例えば車の事故が起きた時、手話通訳者が来るまでどのような対応をすればいいのか心配。（身体障がい）

今後の取り組み

施 策	内 容
①意思疎通支援用具の購入助成	日常生活における意思疎通を支援する各種用具の普及を図るため、購入に係る経済的負担の軽減に努めます。 また、令和5年度からは「加齢性難聴者補聴器購入費給付事業」を実施しており、今後も継続して実施します。
②手話の普及への取り組み	手話施策推進方針※に基づき手話やろう者への理解及び手話の普及に関する取り組みとして手話講座の開催を推進します。
③意思疎通支援事業の実施	ろう者とろう者でない人のコミュニケーションを支援するため、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。

基本目標３ 安心・安全な生活環境の整備

障がい者が住み慣れた地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境の実現を図るため、住環境の整備や障がい者に配慮したまちづくりの推進に努めます。

また、平時・緊急時を問わず障がい者の安全を支援する体制の強化に努めます。

(1) 居住環境の整備の促進

現状と課題

◇自宅で暮らす障がい者の多くが、将来的にも住み慣れた自宅で暮らしたいと思っています。

◇市ではこれまでも、住み慣れた家に住み続けられるよう、住宅内のバリアフリー化※の促進を支援してきましたが、工事にかかる費用負担も大きいことから、その経済的支援が必要となっています。

◇また、家族の高齢化などによる家庭における支援の低下や喪失への不安を背景として、身近な地域におけるグループホームなどの整備が求められており、開設に向けて支援していく必要があります。

アンケート調査から

◇重度な障害者に対して親が見ることができなくなった後の生活する施設が滑川市になく県内にも少ないので不安である。（身体障がい）

◇滑川市には、グループホームが少ないと思うので今後増やしてほしい。（知的障がい）

今後の取り組み

施 策	内 容
①住宅のバリアフリー化※の促進	障がい者が住み慣れた家で生活を継続できるよう、住宅の改修に要する費用への助成や貸付制度を周知し、暮らしの最も基本となる住宅の安全性と快適性の向上に努めます。
②新たな居住支援の場の整備促進	施設や病院に入所・入院している障がい者の地域移行※や、家庭における介護力の低下や喪失に対応できるよう、グループホームなどの新たな居住支援の場の確保に努めます。

(2) 公共施設、道路、交通などにおけるバリアフリー化の推進

現状と課題

- ◇現在、障がい者にとっての「障がい＝バリア」とは、個人ではなく社会にあるものであり、社会と心身機能の障がい相まってつくりだされているものと捉えられています。
- ◇障がい者の暮らしの中にある個別の施設や設備の使いにくさもバリアの1つであり、これらを取り除くことは、障がい者にとっての「障がい」の解消につながるものと考えられます。
- ◇市では、公共施設や道路、交通などの整備においては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」や「富山県民福祉条例」などの関係法規を踏まえ、バリアフリー化※やユニバーサルデザイン※の採用を推進することにより、障がい者がより快適で生活しやすい環境の整備に努めてきました。
- ◇のる my carの便間の空き時間が2～3時間程度発生しており、待ち時間が長くなっているため、改善に向け運行形態の改変等を検討していく必要があります。

アンケート調査から

- ◇市のバスを利用した方が安あがるが、停留所が遠くて利用ができない。（身体障がい）
- ◇病院へ行くときは市のバスを利用しているが便数が少ない。（身体障がい）
- ◇歩道等の補修（段差、でこぼこ等）、手すりの設置（階段等）。（身体障がい）
- ◇道路に電灯がないところが多く、さらに見にくい（身体障がい）

今後の取り組み

施 策	内 容
①バリアフリー化※、ユニバーサルデザイン※の推進	障がいのある・ないに関わらず、誰もが利用しやすい生活環境の整備を推進するため、引き続き、公共施設の整備・改修時におけるバリアフリー化※やユニバーサルデザイン※の採用を推進するとともに、既存のバリアフリー環境の維持に努めます。
②移動のための支援の充実	移動が困難な障がい者の社会参加の促進や生活圏域の拡大を図るため、公共交通機関やタクシーを利用する際の経済的支援のほか、コミュニティバス「のる my car」※などの地域交通ネットワークの充実や利用環境の整備に取り組みます。

(3) 防災・防犯・緊急時のための体制の強化

現状と課題

- ◇災害時の初期行動の際は、迅速な行動が困難な障がい者にとって、身近に暮らす地域の人との関わりが重要になります。そのため、どこに、どのような支援が必要な方がいるのか、そして誰が支援に向かうのかなどといった災害時に支援を必要とする障がい者の情報を平時から整理し、関係者間で共有しておくことが大切です。
- ◇アンケート調査では、避難所での生活において、障がいのない人との生活の場を共にすることや平時と同様の医療体制の確保に不安を感じるとの意見が多く見られています。
- ◇障がい特性によっては、緊急時における消防・警察・病院などとの意思疎通が困難な場合があることから、緊急時における意思疎通支援の促進が求められます。

アンケート調査から

- ◇除雪に困る。(共通)
- ◇視覚障害があるので夜、災害が起きた時に見えないので不安。(身体障がい)
- ◇知らない人から電話がかかったり、無言電話がかかったりする。突然の訪問販売、勧誘等に困る。(身体障がい)
- ◇日中は家で一人なので倒れた時不安である。(身体障がい)
- ◇車椅子なので、大きい地震が起きた時避難場所で生活できるか考える。(身体障がい)

今後の取り組み

施 策	内 容
①防災対策の推進	災害時に備え、障がい者本人や地域に対する自助・共助※の意識の啓発に取り組みます。 福祉避難所※については、あらかじめ受入対象者を特定し、本人とその家族のみが避難する施設であることを明示して指定することも今後検討するなど、一般の避難所で過ごすことに困難を伴う障がい者の避難生活に配慮した避難所の開設・運営や物資の供給体制の整備を図ります。
②消費者としての障がい者保護の促進	消費者としての障がい者の保護が図られるよう、消費生活センターや相談支援事業所などとの連携による相談体制の充実を図るほか、消費者保護に関する周知啓発を促進します。
③防犯対策の推進	障害福祉サービス事業所などにおける防犯訓練や警察・地域などとの連携による防犯活動の取り組みの推進に努めます。
④緊急時の体制の整備	NET119 や電話リレーサービスなどによる緊急通報の普及・啓発に取り組むとともに、救護時などにおける意思疎通支援の体制整備に努めます。
⑤地域の見守り活動の推進	自治会・町内会、民生・児童委員、社会福祉協議会などの地域の支援者や関係機関との連携を強化し、地域全体で障がい者のSOSのシグナルを見逃さない支援体制の整備に努めます。
⑥個別避難計画の作成	緊急時に支援が必要な方々を取り残さず、すべての命を守っていくために、支援体制の構築・明確化を目的として個別避難計画※の作成に取り組みます。

基本目標4 保健・医療の充実

妊娠期から出産・子育て期まで切れ目のない支援として母子保健を推進するとともに、ライフステージに応じた健康管理や疾病予防を行うため、医療機関などと連携し、疾病や障がいなどの早期発見及び治療の充実に努めます。

また、こころの健康についての普及・啓発とともに、精神障がいに対する理解の促進に努めます。

(1) 予防の充実と健康づくりの推進

現状と課題

- ◇障がいの予防と早期の発見・対応のため、各種健診・検診の受診率の向上や生活習慣病予防などの直接的な予防事業に加え、生涯を通じた健康づくりや介護予防に向けた取り組みが必要とされています。
- ◇また、障がい者が住み慣れた地域での暮らしを続けるには、心身の機能を維持・調整していくためのリハビリテーション※が不可欠ですが、身近な地域において専門的に対応できる体制は十分とはいえず、障がい者本人や家族の不安となっています。
- ◇近年、メンタルヘルスの維持・向上については、地域社会が抱える大きな問題としてその対策が求められています。
- ◇精神障がい・引きこもりの支援や自殺予防対策のため、関係機関との連携を推進することが必要です。

アンケート調査から

- ◇歩行等を助けてくれるリハビリ施設が現在ない。(身体障がい)

今後の取り組み

施 策	内 容
①生活習慣病等 予防対策の推進	健康相談、健康教室、乳幼児健康診査（4か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診）、妊産婦健康診査などの事業の充実を通じ、障がいの原因となる疾病などの予防・早期発見のための健診・検診の受診率の向上を推進するとともに、予防に向けた知識の普及・啓発に努めます。
②リハビリテーション※の充実	障がい者が心身の機能の維持・回復を図り、より質の高い地域生活を送れるよう、専門的機能を持つ施設などの確保に努めます。
③精神障がい・ ひきこもりへの 支援の充実	精神疾患に関する正しい知識の普及を図り、早期相談・早期受診を促進するほか、ひきこもりの方に対しては、関係機関や民間団体と連携して、アウトリーチ等の支援に取り組めます。
④自殺予防対策 の推進	医療・保健・福祉などの関係機関の連携の強化を図るとともに、ゲートキーパー※の育成など相談支援の推進に取り組めます。
⑤医療と福祉と の連携	医療的ニーズの高い障がい者が、地域の暮らしの中で必要な医療を受けられるよう、医療機関と福祉関係機関との連携を推進します。 また、医療機関における様々な障がい特性に配慮した情報提供やコミュニケーション支援について、医療機関と協力します。

(2) 福祉医療の充実

現状と課題

◇障がい者が地域で自立して生活し、適切な医療サービスの提供を受けるには、心身の障がいの状態の軽減を図るための医療に要する経済的負担の軽減が求められます。

◇65歳以上の重度、中度障がい者への医療費助成について、償還払いのみの対応となっていることから、受給者の一時的な負担の解消のため、現物給付化を進める必要があります。

アンケート調査から

◇重度心身障害者等の医療費助成制度の 65 歳以上の重度、中度障害者について償還払い方式から現物給付方式にしてもらえれば大変助かる。(身体障がい)

今後の取り組み

施 策	内 容
①自立支援医療費の助成	心身の障がいの除去や軽減を目的とする医療に係る経済的負担の軽減を図ります。
②重度障がい者などへの医療費の助成	重度の障がい者や高齢の障がい者の医療に係る経済的負担の軽減を図ります。
③医療費助成の現物給付化	65 歳以上の重度、中度障がい者への医療費助成について、令和 7 年 8 月からの現物給付化に向けて取り組みます。

基本目標5 生活支援の充実

障がい者が、障がいの種別に関係なく住み慣れた地域において主体的に生活が続けられるよう、身近に相談できる体制の整備や各種の障害福祉サービスを充実するとともに、障害福祉サービスを受ける際の意思決定の支援に努めます。

また、経済的負担が大きくなりがちな医療・福祉サービスに係る経済的負担の軽減に努めます。

(1) 相談支援体制の整備

現状と課題

- ◇障がいのある人が住み慣れた地域や家庭で自立して暮らしていこうとすると、相談や同じ悩みを共有できる人が身近にいることが大切です。
- ◇障害福祉サービスなど必要なサービスを自ら主体的に選択し、活用するためには、制度やサービスなどに関する確かつわかりやすい情報の取得とともに、相談支援専門員による、ケアマネジメント*の視点からの相談支援が受けられる環境の整備が重要となります。
- ◇事例検討や情報共有する機会を設け、関係機関との連携や相談支援専門員の質の向上を図っていく必要があります。

アンケート調査から

- ◇相談支援員がいない（少なすぎる）。（精神障がい）

今後の取り組み

施 策	内 容
①情報提供の充実	障がい特性に応じた提供方法の活用に留意しながら、市広報やホームページ、個別施策に関するパンフレットなど多様な媒体を活用し、障がい者や家族のニーズに応じた情報の提供を図ります。
②相談支援環境の整備	指定相談支援事業者も含めた保健・医療・福祉・教育の関係機関相互の連携により、専門性を備えた相談支援を容易に受けられるよう、相談支援の質と利便性の向上を図ります。
③当事者どうしの支えあいの推進	同じ障がいがある仲間どうしや発達障がい児などの家族どうしが交流し、日頃の悩みや経験を共有して支えあうピアサポート※の推進に取り組みます。
④地域移行※・地域定着支援の充実	施設や病院に長期間にわたり入所・入院をしていた障がい者本人の希望に沿った住まいの確保や地域での暮らしの準備などの相談・支援を通じ、施設入所者などの地域移行※の推進に努めます。

(2) 障害福祉サービスの充実

現状と課題

- ◇障がい者の地域での生活を実現するには、障害福祉サービスをはじめとする様々な福祉サービスの提供体制の確保が必要です。
- ◇今後も、障がい者の暮らしを安定的に支えるため、第7期滑川市障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画においてサービスごとの必要量の見込みや確保のための方策を定めることにより、計画的なサービスの提供を進めることが必要です。
- ◇家族の高齢化による家庭の支援力の低下や、家族の喪失後も見据えて、引き続き住み慣れた地域で生活が続けられるよう、地域全体による支援体制の構築が必要です。
- ◇近年、障がい者の自立生活に係る特定のニーズに対応するため、専門的ケアの提供が可能な支援者や施設の確保が求められています。
- ◇障がい者が地域の一員として安心して暮らすことができるように関係機関が連携して支援を行う必要があります。

アンケート調査から

◇土曜日に預かっていただける福祉サービスがあると嬉しいです。（知的障がい）

今後の取り組み

施 策	内 容
①地域包括ケアシステムの構築	障がい者が、地域の一員として安心して暮らすことができるよう、保健、医療、福祉・介護、住まい・就労などの関係者が連携し、地域における障がい者への包括的な支援体制の構築を進めます。
②地域生活支援拠点などの整備	障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、相談・居住支援・福祉サービスの提供体制の確保など、障がい者の生活を地域全体で支えるサービスの提供体制を構築します。
③重症心身障がい児・者への支援の充実	在宅で生活する重症心身障がい児・者に対する医療的ケア※をはじめとする専門的支援を備えた福祉サービスの提供体制を整備することにより、障がい者の在宅支援の充実に努めます。
④外出支援の充実	障がい者の重度化・高齢化を踏まえ、生活上必要な外出や余暇活動などの社会参加のための外出が安心して行えるよう、福祉タクシー券の見直しなど障がい者の外出・移動支援の充実に努めます。
⑤意思決定支援の促進	障がい者本人の自己決定を尊重する観点から、自ら意思を決定することが困難な障がい者にとって、可能な限り自らの意思に基づく福祉サービスの利用につながるよう、相談支援事業所や障害福祉サービス事業所への普及・啓発に努めます。
⑥介護保険サービスへの移行支援	障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行時において継続したケアマネジメント※やサービスが提供される環境の整備に向けて、（障がい者）相談支援専門員と介護支援専門員との連携を推進するとともに、障害福祉サービス事業所における共生型サービス※の提供についての周知・啓発に努めます。

(3) 経済的負担の軽減

現状と課題

◇障がい者が地域において経済的に自立した生活を営むためには、就労に向けた支援と合わせ、福祉施策としての経済的負担の軽減に向けた支援が必要となります。

◇障がい者及びその家族が、少しでも経済的な負担を軽減できるよう、各種施策の周知を徹底する必要があります。

アンケート調査から

◇福祉利用券、福祉タクシー券の配布枚数を増やしてほしい。(共通)

今後の取り組み

施 策	内 容
①経済的支援の継続	必要に応じて制度の見直しを図りながら、引き続き、各種の手当の支給、医療費の助成、各種の福祉サービスの利用負担の軽減を通じた経済的自立の支援に努めます。
②各種制度の周知	税金の控除・減免、公共交通機関運賃の割引その他の各種割引・減免制度の周知に努めます。 また、障がいのある人がいる世帯に対し、生活に必要な資金の貸付けや相談などを行う生活福祉資金貸付制度について、市社会福祉協議会と連携して周知に努めます。

基本目標6 子育て・教育支援の充実

障がいのある子どもの能力や個性を最大限に伸ばすため、早期の療育*支援や子どもの特性に合った指導を適切に受けることができるよう、子どもや保護者を支援する体制の充実に努めます。また、障がいのある・ないに関わらず、地域において共に学ぶことができるよう、指導や支援などの環境の整備に努めます。

(1) 子育て支援の充実

現状と課題

- ◇障がいのある子どもは、それぞれの特性に応じた適切な対応を必要としており、そのためには、早い段階において、子どもの特性を理解し、一人ひとりに応じた支援をしていく必要があります。
- ◇保護者にとっては、子どもが必要とする配慮に関する情報の不足や子どもの特性を受け止めることが難しいこともあるため、保護者の思いに寄り添いながら、保護者が子どもへの理解を深め、子育てしていく力を高めることができるよう支援することも必要とされています。
- ◇子どもたちが成長していく中で、一人ひとりに応じた支援が継続されていくように、関係機関が連携を図り、子どもたちのライフステージ*に沿った切れ目のない支援体制の構築が求められています。
- ◇医療的ケア児等コーディネーターを配置し、その役割を明確にし、継続的に支援に携わっていく必要があります。

アンケート調査から

- ◇人不足のため難しいと言われているが、加配の保育士を確保してほしい。（知的障がい）
- ◇少人数で療育できる保育園があれば助かります。（発達障がい）

今後の取り組み

施 策	内 容
①ライフステージ*を通じた切れ目のない支援	障がい児へのライフステージ*を通じた支援を切れ目なくつないでいくため、地域における保健、医療、障がい福祉、保育・教育、就労支援などの関係機関が連携を図り、支援に関する情報や連携をスムーズに行うための人材やツールなどの整備を図ります。
②早期支援のための母子保健事業の充実	乳幼児健診などにおいて支援の必要性が高いと判断された子どもやその保護者に対する早期のフォロー体制の充実を図るとともに、必要に応じて専門的な療育機関の利用を支援します。
③医療的ケア児への相談支援体制の構築	重症心身障がい児や医療的ケア*が必要な子どもへの相談支援体制を構築するため、医療的ケア児等コーディネーターを配置するとともに、必要なサービスを十分に提供し、保護者の負担を少しでも軽減できるよう、関係機関との連携を図ります。
④多様な支援の場の整備	障がいのある子どもや家庭への多様な支援の場の確保に向けて、子ども・子育て支援法に基づく子育て関連事業（保育所・幼稚園・認定こども園、放課後児童クラブ、ファミリー・サポート・センター*など）における障がいのある子どもの受け入れの促進や職員の資質向上に努めます。

(2) 教育支援の充実

現状と課題

- ◇障がいのある学齢期の子どもたちには、一人ひとりの状況が多様であることを前提に、その時々における個別の教育的ニーズに最も的確に答える指導を受けながら、地域において、障がいのない子どもたちと可能な限り共に学べることを目指すインクルーシブ教育システム*の構築が求められています。
- ◇本人や保護者の意見を尊重した進路の選択を支援するためにも、早期からの情報提供や相談支援の体制の充実が必要です。
- ◇障害福祉サービスの普及・啓発活動に取り組むとともに、各種ケースに応じて関係機関と連携し、支援会議等を行っていく必要があります。

アンケート調査から

◇障がい者に対する性教育をしてほしい。(知的障がい)

◇放課後等デイサービスに通所していることを学校に公開された。教員たちは放課後等デイサービスについての知識がなく、学童保育と同じように考えているように感じた。(発達障がい)

今後の取り組み

施 策	内 容
①相談・支援体制の充実	障がいのある子どもに対する相談・支援体制を充実するとともに、就学前の障がいのある子どもを支援する関係機関の連携のもと、一人ひとりの状況に応じた相談・支援に努めます。
②インクルーシブ教育システム※の構築のための環境の整備	障がいのある子どもへの専門性のある指導体制の確保や施設・設備の整備、一人ひとりの教育ニーズに応じた合理的配慮※の提供などに努めることにより、障がいのある子どもと障がいのない子どもが可能な限り共に教育を受けられる環境の整備を進めます。

基本目標7 就労支援と働く場づくり

働く意欲のある人が、自分に合った働き方ができ、生きがいを感じられる機会が広がる環境づくりを推進するとともに、就労へ向けた支援や就労定着のための支援を推進します。

(1) 就労・就労定着への支援

現状と課題

- ◇障がい者にとっての「就労」とは、収入を得るための手段としてだけでなく、社会活動の主体としての役割を果たすことでもあり、非常に重要な課題となっています。
- ◇働く意欲のある障がい者が、その意欲や適性・能力に応じた就労により社会的な自立を図るため、就職の意向確認から就職後の職場環境への適応までを含めた一貫した幅広い支援体制の整備が求められています。
- ◇就労後のサポートが不十分なために、様々な要因により障がい者の就労継続が難しくなってしまうケースも見られます。
- ◇一般就労が困難である障がい者には、福祉的就労※の場の提供とともに就労工賃の水準の向上が求められます。
- ◇就職支度金について、広く制度を周知し、積極的な啓発活動に取り組むことが必要です。

アンケート調査から

- ◇就労について、労働に制約を受けてしまう。(身体障がい)
- ◇市の支援、就労支援で無職の時に助けられた。(身体障がい)

今後の取り組み

施 策	内 容
①一般就労への支援	公共職業安定所のほか、障がい者の専門的・総合的な就業指導を行う地域障害者職業センター※との連携を図るほか、就労時の一時的な経済的負担や一般就労を支援します。
②就 職 後 の 相 談 ・ 各 種 支 援	障がい者の就労面及び生活面における一体的な相談支援を実施する障害者就業・生活支援センター※との連携や障害福祉サービス（就労定着支援）の利用促進により、就労定着に向けた支援を行います。
③福祉的就労※の支援	一般就労が難しい人のために、障害福祉サービスによる支援を通じて、能力に応じた就労の場や一般就労に向けた訓練の場を提供し、就労施設における受注拡大や工賃向上への取り組みを支援します。

(2) 事業者への支援の促進

現状と課題

- ◇障害者雇用促進法の改正により、雇用分野における差別が禁止されるとともに、職場での合理的配慮※の提供が求められています。
- ◇令和3年に障がい者差別解消法が改正され、令和6年4月1日からは事業者による障がいのある人への合理的配慮※の提供が義務化されました。
- ◇アンケート調査においても、事業主や上司・同僚の障がい理解や障がい特性に配慮した職場環境づくりを求める意見が見られます。
- ◇障がい者の法定雇用率※引き上げとともに、精神障がい者が法定雇用率※の算定に含まれたことから、障がい理解と職場環境の整備への支援の必要性が高まっています。
- ◇雇用奨励金について、広く制度を周知し、積極的な啓発活動に取り組む必要があります。

アンケート調査から

- ◇仕事の上司が自分の障害を理解しようとしている。（精神障がい）

今後の取り組み

施 策	内 容
①事業者への障がい特性の理解の促進	障がい者の適性と能力についての正しい理解に基づく雇用機会の確保と障がい者が就労しやすい環境づくりを促すため、事業所における障がい理解の促進に努めます。
②常用雇用の促進	労働関係機関と連携して、事業主に対し、障がい者雇用を促進する各種助成制度の周知を図るほか、障がい者を雇用した事業主に対する財政的支援を通じ、障がい者雇用の受け皿の拡大を図ります。

基本目標8 スポーツ・生涯学習・文化活動の充実

障がい者の日々の生活における健康づくりや生きがいづくりを支援するとともに、障がいのない人が障がい者の活動に触れることにより、地域における障がい理解の推進が図られるよう、障がい者のスポーツ・生涯学習・文化活動の推進に取り組みます。

(1) スポーツ・生涯学習・文化活動への支援

現状と課題

- ◇スポーツ・生涯学習・文化活動は、障がい者本人の健康づくりや生きがいづくりのためだけでなく、障がい者の社会性の形成のためにも重要なものです。
- ◇これらの活動を通じ、障がいのある人となない人の交流の機会が増えることは、地域において障がい者の暮らしを支える体制づくりや障がい者理解の向上につながります。
- ◇スポーツ・生涯学習・文化活動の充実に向け、活動の機会の提供や仲間づくりの支援が求められている一方、障がい者のなかには、障がいのない人との交わりに不安を感じている人もいることから、障がい者が安心して活動できる環境づくりへの配慮も必要です。
- ◇障がいのある方に活動や交流の場を提供し、より参加しやすくなるように周知方法等を工夫する必要があります。

アンケート調査から

- ◇小学生対象で発達の遅れがある子、障がいがある子でもできるスポーツ教室を作ってほしいです。（知的障がい）

今後の取り組み

施 策	内 容
①スポーツ・生涯学習・文化活動の支援	障がい者のスポーツ・生涯学習・文化活動を行う機会の提供や、これらの活動を通じた障がいのある人となない人の交流の機会の提供に取り組みます。
②支援するスタッフの充実	障がい者のスポーツ・生涯学習・文化活動を普及するための指導員や専門知識を有するスタッフの確保や資質の向上に取り組みます。

第5章 障害福祉サービスなどの提供体制の確保に関する目標など

(第7期滑川市障害福祉計画・第3期滑川市障害児福祉計画)

1 令和8年度までに目指す成果目標

第7期滑川市障害福祉計画は、第6期計画（令和3年度～令和5年度）において取り組んできた施策の進捗状況を踏まえた上で、国の基本指針並びに県の基本的な考え方に基づいて目標を設定します。

また、第3期滑川市障害児福祉計画についても、「障がい児支援の提供体制の整備等」について、国の基本指針並びに県の基本的な考え方に基づいて目標を設定します。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

障がいのある方の自立と社会参加の支援から、国の基本指針に基づき、本市におけるこれまでの実績と実情を踏まえ、令和8年度末における地域移行^{*}に関する目標値を設定します。

国の基本指針
・ 令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行する ・ 令和8年度末時点の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減する

■福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	数値	考え方
令和4年度末時点の施設入所者数 (A)	46人	令和5年3月31日現在の施設入所者数
目標年度入所者数(B)	43人	令和8年度末の施設入所見込者数
【目標値①】 地域生活移行	3人 6.5%	令和8年度末までに地域生活へ移行する人の目標数
【目標値②】 削減見込数	3人 6.5%	差引減少見込数(A)-(B)

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、福祉・介護、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を進めます。

<協議の場の概要>

協議の場の名称	精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた「市町村協議の場」
設置時期	令和5年2月
構成する市町村	滑川市、立山町、上市町、舟橋村

国の基本指針

- ・ 障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上
- ・ 精神病床における1年以上長期入院患者数：13.9万人
- ・ 精神病床における早期退院率：入院後3カ月時点の退院率については68.9%以上、入院後6カ月時点の退院率については84.5%以上、入院後1年時点の退院率については91.0%以上とする

■精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	数値	考え方
【目標値①】関係者による協議の場の開催回数	年1回以上	令和6年度から令和8年度までの保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数
【目標値②】関係者による協議の場の参加人数	1回につき15人	令和6年度から令和8年度までの保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数
【目標値③】目標設定及び評価の実施回数	年1回以上	令和6年度から令和8年度までの保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数
【目標値④】長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）	13人	令和8年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）

(3) 地域生活支援の充実

施設などからの地域移行※や障がい者の重度化・高齢化・親亡き後を見据え、居宅支援のための機能（相談、グループホームなどの体験の場・機会、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制作りなど）を担う、地域生活支援拠点等の確保を進めます。

本市においては、令和3年度より、滑川・中新川圏域において、複数の機関が分担してその機能を担う面的な体制整備に取り組み、その機能の充実のため、圏域内の関係者間で連携して、年1回以上運用状況などを検証及び検討しています。

また、強度行動障害を有する者に関し、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めます。

国の基本指針	
・地域生活支援拠点等を令和8年度末までに各市町村（複数市町村による共同整備を含む）において整備するとともに、その機能の充実のため効果的な支援体制・緊急時の連絡体制の構築を進め、また年1回以上運用状況を検証及び検討する ・強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制を令和8年度末までに各市町村または各圏域において整備を進める	

■地域生活支援の充実

項目	数値	考え方
【目標値①】地域生活支援拠点の整備箇所数	（整備済） （圏域で設置）	地域生活支援拠点等の整備箇所数
【目標値②】強度行動障害を有する障がい者の支援体制の整備箇所数	1箇所 （圏域で設置）	強度行動障害を有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備状況
【目標値③】コーディネーターの配置人数	2人 （圏域で設置）	令和6年度から令和8年度までのコーディネーターの配置人数
【目標値④】地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数	1回	令和6年度から令和8年度までの地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数

(4) 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設の利用者のうち、就労定着支援事業などを通じて、一般就労への移行を目指します。

国の基本指針
- 令和8年度中に一般就労に移行する者を、令和3年度の移行実績の1.28倍以上とする - 令和8年度の就労定着支援事業の利用者数を、令和3年度の実績の1.41倍以上とする

■福祉施設から一般就労への移行者数

項目	数値	考え方
令和3年度の一般就労移行者数	6人	令和3年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数	8人 1.3倍	令和8年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の目標
内訳 就労移行支援事業の利用者の一般就労への移行者数	4人	令和8年度において就労移行支援事業を通じて一般就労に移行する者の目標
就労継続支援A型事業の利用者の一般就労への移行者数	4人	令和8年度において就労継続支援A型事業を通じて一般就労に移行する者の目標
就労継続支援B型事業の利用者の一般就労への移行者数	0人	令和8年度において就労継続支援B型事業を通じて一般就労に移行する者の目標

■就労定着支援事業の利用者数

項目	数値	考え方
令和3年度の就労定着支援事業の利用者数	2人	令和3年度において就労定着支援事業を利用した者の数
【目標値】 目標年度の就労定着支援事業の利用者数	3人 1.5倍	令和8年度において就労定着支援事業を利用した者の数

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センターや重度心身障がい児を支援する障がい児通所支援サービス事業所の確保、医療的ケア*が必要な子どもの支援のためのコーディネーターの設置など、障がい児に対する障がいの状況に応じた乳幼児から学校卒業までの切れ目のない支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ります。

国の基本指針
- 令和8年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置する - 保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する - 令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に1か所以上確保する - 令和8年度末までに、各都道府県及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する

■障がい児支援の提供体制の整備等

項目	数値	考え方
【目標値①】 令和8年度末における整備箇所数	1箇所 (圏域で設置)	児童発達支援センターの設置見込み数
	1箇所 (圏域で設置)	保育所等訪問支援事業を活用しながら、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築見込み数
	各1箇所 (圏域で設置)	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保見込み数
	(整備済) (圏域で設置)	医療的ケア児支援のための保健、医療、障がい福祉、保育、教育などの関係機関が連携を図るための協議の場の設置数
【目標値②】 令和8年度末における医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置人数	2人	医療的ケア児に対する関係分野の支援を調整するコーディネーターの配置見込み数
【目標値③】 令和8年度までのペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）及び実施者数（支援者）	1人	ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数及び実施者数
【目標値④】 令和8年度までのペアレントメンターの人数	1人	ペアレントメンターの人数
【目標値⑤】 令和8年度までのピアサポート活動への参加人数	1人	ピアサポート活動への参加人数

(6) 相談支援体制の充実・強化等

障がい者の地域における相談支援の総合的な窓口である基幹相談支援センターを設置し、地域の相談支援体制の強化を図ります。

国の基本指針
・令和8年度末までに、各市町村において、基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置含む）するとともに、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する

■相談支援体制の充実・強化等

項目		数値		考え方
【目標値①】基幹相談支援センターの設置		1箇所 (圏域で設置)		令和5年度から令和8年度までの基幹相談支援センターの設置見込み数
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化	【目標値②】地域の相談支援事業所に対する専門的な指導・助言件数	4件 (圏域)		令和5年度から令和8年度までの地域の相談支援事業所に対する専門的な指導・助言件数
	【目標値③】地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	1件 (圏域)		令和5年度から令和8年度までの地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数
	【目標値④】地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施回数	1回 (圏域)		令和5年度から令和8年度までの地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施回数
	【目標値⑤】個別事例の支援内容の検証の実施回数	1回 (圏域)		令和5年度から令和8年度までの個別事例の支援内容の検証の実施回数
	【目標値⑥】基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	1人 (圏域)		令和5年度から令和8年度までの基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数
【目標値⑦】協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善		事例検討実施回数	4回 (圏域)	令和5年度から令和8年度までの事例検討実施回数
		参加事業者・機関数	15者 (圏域)	令和5年度から令和8年度までの参加事業者・機関数
		専門部会の設置数	4個 (圏域)	令和5年度から令和8年度までの専門部会の設置数
		専門部会の実施回数	20回 (圏域)	令和5年度から令和8年度までの専門部会の実施回数

(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障がい福祉サービス等の質の向上を図るため、障がい福祉サービス等事業所や相談支援事業所との連携を強化します。

国の基本指針
・令和8年度末までに障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築する

■障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

項目	対応	考え方
【目標値】 令和8年度末時点の構築見込み	実施	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制の構築状況

■障害福祉サービスの質を向上させるための取組

項目	数値	考え方
【目標値①】障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	年2人	令和8年度までの障害福祉サービス等に係る各種研修の活用
【目標値②】障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	年1回以上	令和8年度までの障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

2 第7期障害福祉計画（第3期障害児福祉計画）活動指標等

(1) 障害福祉サービス事業等の概要

サービスの種類		サービスの内容
障害福祉サービス	①訪問系	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援
	②日中活動系	生活介護、自立訓練（機能訓練）、就労選択支援、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）、就労定着支援、療養介護、短期入所（福祉型、医療型）
	③居住系	自立生活援助、共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援
	④相談支援	計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援
障がい児支援	①障害児通所支援	児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援
	②障害児相談支援	障害児相談支援
地域生活支援事業	①必須事業	理解促進研修・啓発事業 自発的活動支援事業 相談支援事業 成年後見制度利用支援事業 成年後見制度法人後見支援事業 意思疎通支援事業 日常生活用具給付等事業 手話奉仕員養成研修事業 移動支援事業 地域活動支援センター機能強化事業
	②任意事業	日中一時支援事業 更生訓練費給付事業 自動車運転免許取得・改造助成事業 生活訓練等事業（料理教室、屋外活動） 点字・声の広報等発行事業 レクリエーション活動支援事業
その他の事業		寝具の乾燥丸洗い おむつ等購入費の助成 福祉利用券（理美容券・入浴券） 福祉タクシー券 コミュニティバス（のる my car）無料乗車券

(2) 障害福祉サービスの見込量

サービス供給量については、これまでのサービス利用者数や利用量の増減傾向を踏まえ、現在の平均的なサービス利用量の実績から、1人当たりの平均利用数（時間や日数）を算出し、1月当たりの利用者数に乗じたものを、1月当たりの利用量（時間や日数）とします。

① 訪問系サービス

居宅生活を支援する「訪問系サービス」には、「介護給付」として実施される「居宅介護」、「重度訪問介護」、「行動援護」、「同行援護」、「重度障害者等包括支援」のサービスがあります。

ア 居宅介護（ホームヘルプ）

居宅において、入浴、排せつ、食事の介護、調理、洗濯、掃除等の家事を行います。

イ 重度訪問介護

重度の身体障がい者（肢体不自由）、知的障がい者又は精神障がい者であって、常に介護を必要とする方に、居宅で、入浴、排せつ、食事の介護及び外出時における移動中の支援などを総合的に行います。

ウ 同行援護

視覚障がいにより移動に著しい困難がある障がい者の外出時において、当該障がい者に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護を行います。

エ 行動援護

知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難がある障がい者の外出時に同行し、危険を回避するために必要な支援や移動中の介護を総合的に行います。

オ 重度障害者等包括支援

常時介護を要する障がい者であって、その介護の必要性がとても高い方に、居宅介護など複数の障害福祉サービスを包括的に提供します。

■実績（令和5年度は見込み）

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	利用量(時間)	214	238	246
	利用者数(人)	24	28	30
重度訪問介護	利用量(時間)	0	0	0
	利用者数(人)	0	0	0
同行援護	利用量(時間)	13	18	23
	利用者数(人)	3	3	4
行動援護	利用量(時間)	4	4	12.5
	利用者数(人)	1	1	1
重度障害者等 包括支援	利用量(時間)	0	0	0
	利用者数(人)	0	0	0

■計画目標量（1月当たりのサービス見込量）

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	利用量(時間)	262	279	295
	利用者数(人)	32	34	36
重度訪問介護	利用量(時間)	0	0	0
	利用者数(人)	0	0	0
同行援護	利用量(時間)	23	23	29
	利用者数(人)	4	4	5
行動援護	利用量(時間)	12.5	12.5	12.5
	利用者数(人)	1	1	1
重度障害者等 包括支援	利用量(時間)	0	0	0
	利用者数(人)	0	0	0

■訪問系サービスの見込量を確保するための方策

- ・ サービス供給の基本となる民間事業者等と連携し、サービスの提供体制の確保に努めます。また、富山県等が実施する研修に関する情報提供を積極的に行い、サービスの質の向上に努めます。

② 日中活動系サービス

日中の活動を支援する「日中活動系サービス」には、「介護給付」として実施される「生活介護」「療養介護」「短期入所」と、「訓練等給付」として実施される「自立訓練（機能訓練、生活訓練）」「就労選択支援」「就労移行支援」「就労定着支援」「就労継続支援（A型、B型）」があります。

ア 生活介護

常に介護を必要とする障がい者に対し、主として昼間に障害者支援施設などで、入浴、排せつ又は食事の介護などを行います。

■実績（令和5年度は見込み）

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	利用量（日数）	1,554	1,607	1,584
	利用者数（人）	83	85	85

■計画目標量（1月当たりのサービス見込量）

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	利用量（日数）	1,603	1,621	1,640
	利用者数（人）	86	87	88

イ 自立訓練（機能訓練）

身体障がい者が自立した日常生活又は社会生活ができるよう、身体的なりハビリテーション※、日常生活に係る訓練などを行います。

■実績（令和5年度は見込み）

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練 （機能訓練）	利用量（日数）	0	0	21
	利用者数（人）	0	0	1

■計画目標量（1月当たりのサービス見込量）

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練 （機能訓練）	利用量（日数）	21	21	21
	利用者数（人）	1	1	1

ウ 就労選択支援

就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った就労の選択を支援します。

■計画目標量（1月当たりのサービス見込量）

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労選択支援	利用者数（人）	—	6	6

※令和7年10月から実施予定。

エ 自立訓練（生活訓練）

知的障がい者・精神障がい者が自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

■実績（令和5年度は見込み）

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練 （生活訓練）	利用量（日数）	0（0）	20（0）	20（0）
	利用者数（人）	0（0）	1（0）	1（0）

■計画目標量（1月当たりのサービス見込量）

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練 （生活訓練）	利用量（日数）	20（0）	20（0）	20（0）
	利用者数（人）	1（0）	1（0）	1（0）

※（ ）は精神障がい者の利用者数

オ 就労移行支援

一般企業などでの就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

■実績（令和5年度は見込み）

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労移行支援	利用量（日数）	35	76	34
	利用者数（人）	3	4	2

■計画目標量（1月当たりのサービス見込量）

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労移行支援	利用量（日数）	51	51	68
	利用者数（人）	3	3	4

カ 就労継続支援（A型）

一般企業などでの就労が困難な方に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。（雇用契約あり）

■実績（令和5年度は見込み）

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援（A型）	利用量（日数）	883	883	808
	利用者数（人）	46	42	41

■計画目標量（1月当たりのサービス見込量）

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援（A型）	利用量（日数）	828	847	867
	利用者数（人）	42	43	44

キ 就労継続支援（B型）

就労に必要な知識及び能力の向上・維持が期待される方で、年齢や体力面で雇用されることが困難な方に、就労や生産活動の機会を提供します。

■実績（令和5年度は見込み）

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援（B型）	利用量（日数）	1,599	1,619	1,529
	利用者数（人）	92	91	90

■計画目標量（1月当たりのサービス見込量）

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援（B型）	利用量（日数）	1,546	1,563	1,580
	利用者数（人）	91	92	93

ク 就労定着支援

就労移行支援などのサービスの利用を経て一般企業などに就労した方について、就労の継続を図るため、就労に伴う生活面の課題に対し、指導・助言等を行います。

■実績（令和5年度は見込み）

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労定着支援	利用者数（人）	2	3	3

■計画目標量（1月当たりのサービス見込量）

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労定着支援	利用者数（人）	3	3	3

ケ 療養介護

医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

■実績（令和5年度は見込み）

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
療養介護	利用者数（人）	15	13	13

■計画目標量（1月当たりのサービス見込量）

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
療養介護	利用者数（人）	13	13	13

コ 短期入所

居宅で障がい者（児）を介護している方が、病気等の理由で支援できない場合、昼間、夜間も含め施設などで、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。

■実績（令和5年度は見込み）

区 分			令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所	福祉型	利用量（日数）	20	33	38
		利用者数（人）	4	9	10
	医療型	利用量（日数）	24	19	25
		利用者数（人）	4	2	3

■計画目標量（1月当たりのサービス見込み）

区 分			令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所	福祉型	利用量（日数）	42	46	49
		利用者数（人）	11	12	13
	医療型	利用量（日数）	25	25	25
		利用者数（人）	3	3	3

■日中活動系サービスの見込量を確保するための方策

- ・ 障がい者が、障がいの程度や状況に応じて、希望する日中活動を送ることができるよう、関連サービスとの円滑な連携を図り、利用を決定・支援します。
- ・ 利用者ニーズ及びサービス提供事業者の動向を注視し、市内外のサービス提供事業所や関係機関と連携し、安定的なサービス提供体制が確保されるよう努めます。

③ 居住系サービス

住まいの場となる「居住系サービス」には、地域生活を支援する「自立生活援助」、訓練等給付として実施される「共同生活援助（グループホーム）」、介護給付として実施される「施設入所支援」があります。

ア 自立生活援助

障害者支援施設やグループホームなどを退所された方が一人暮らしをする居宅を定期的に訪問し、必要な助言や医療機関などとの連絡調整を行います。

■実績（令和5年度は見込み）

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	利用者数(人)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

■計画目標量（1月当たりのサービス見込量）

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	利用者数(人)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

※（ ）は精神障がい者の利用者数

イ 共同生活援助（グループホーム）

地域で共同生活を営む住居において、相談その他の日常生活上の援助を行います。

■実績（令和5年度は見込み）

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助	利用者数(人)	29 (9)	32 (11)	29 (9)

■計画目標量（1月当たりのサービス見込量）

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助	利用者数(人)	29 (9)	30 (10)	30 (10)

※（ ）は精神障がい者の利用者数

ウ 施設入所支援

施設において、主として夜間に、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

■実績（令和5年度は見込み）

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設入所支援	利用者数(人)	48	45	46

■計画目標量（1月当たりのサービス見込量）

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設入所支援	利用者数(人)	45	44	43

■居住系サービスの見込量を確保するための方策

- ・ グループホームは市内外の事業所と連携を図り、必要な戸数の確保に努めます。
- ・ 自立生活援助は、市内外事業所と連携してニーズの把握に努めます。

④ 相談支援サービス

「相談支援サービス」には、障害福祉サービスを適切に利用できるよう、障がい者の状況を勘案し、サービス利用計画の作成や利用に関する相談・連絡調整を行う「計画相談支援」、入所・入院している障がい者に地域生活の準備のための相談や必要な情報の提供などを行う「地域移行支援」、単身で地域生活を送っている障がい者に対し、24時間の相談支援体制を確保して、相談や緊急時の対応に応じる「地域定着支援」などがあります。

■実績（令和5年度は見込み）

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	利用者数(人)	46 (15)	46 (15)	46 (12)
地域移行支援	利用者数(人)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
地域定着支援	利用者数(人)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

■計画目標量（1月当たりのサービス見込量）

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	利用者数(人)	46 (12)	46 (12)	47 (13)
地域移行支援	利用者数(人)	0 (0)	1 (1)	2 (2)
地域定着支援	利用者数(人)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

※計画相談支援は、一人当たり年2回のサービス利用と仮定し、月単位で算出しています。
※（ ）は精神障がい者の利用者数

■相談支援サービスの見込量を確保するための方策

- ・ 相談支援の提供体制の整備のために、事業者への支援や情報提供を行うなどにより多様な事業者の参入の促進を図るとともに、事業所と連携して質の向上に努めます。
- ・ 地域移行※にあたっては、地域移行支援、地域定着支援が大きな役割を果たします。関係機関と連携して、ニーズの把握と体制の整備に努めます。

(3) 障がい児支援の見込量

① 障害児通所支援サービス

障害児通所支援には、「児童発達支援」「放課後等デイサービス」「保育所等訪問支援」「居宅訪問型児童発達支援」の4つのサービスがあります。

ア 児童発達支援

未就学の障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。

イ 放課後等デイサービス

就学中の障がい児に、授業の終了後又は夏休みなどの休業日において、生活能力の向上のための訓練、社会との交流の促進などを行います。

ウ 保育所等訪問支援

専門職員が保育所などを訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。

エ 居宅訪問型児童発達支援

外出することが著しく困難で、障害児通所支援を利用することができない障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。

■実績（令和5年度は見込み）

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	利用量(日数)	125	193	229
	利用者数(人)	21	25	28
放課後等デイサービス	利用量(日数)	630	728	745
	利用者数(人)	46	57	60
保育所等訪問支援	利用量(日数)	1	2	3
	利用者数(人)	1	2	3
居宅訪問型児童発達支援	利用量(日数)	0	0	0
	利用者数(人)	0	0	0

■計画目標量（1月当たりのサービス見込量）

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	利用量(日数)	237	245	254
	利用者数(人)	29	30	31
放課後等デイサービス	利用量(日数)	757	770	782
	利用者数(人)	61	62	63
保育所等訪問支援	利用量(日数)	4	5	6
	利用者数(人)	4	5	6
居宅訪問型児童発達支援	利用量(日数)	0	0	0
	利用者数(人)	0	0	0

■障害児通所支援サービスの見込量を確保するための方策

- ・ 滑川・中新川圏域において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育の関係機関が連携を図り、障がい児支援の体制整備を推進し、安定的なサービス提供に努めます。

② 障害児相談支援サービス

障がい児が、障害児通所支援サービスを利用するため、障がい児やその保護者のサービス利用についての意向や心身の状況などに基づいた障害児支援利用計画の作成と見直しなどを行います。

■実績（令和5年度は見込み）

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談支援	利用者数(人)	12	14	16

■計画目標量（1月当たりのサービス見込量）

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	利用者数(人)	16	16	16

※計画相談支援は、一人当たり年2回のサービス利用と仮定し、月単位で算出しています。

■障害児相談支援サービスの見込量を確保するための方策

- 相談支援の提供体制の整備のために、事業者への支援や情報提供を行うなどにより多様な事業者の参入の促進を図ります。

また、保護者などへの積極的な情報発信に努めます。

(4) 地域生活支援事業の見込量

地域生活支援事業とは、障がい者が、その有する能力や適性に応じて、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じたサービスを、柔軟な事業形態によって効率的・効果的に実施する事業です。

① 相談支援事業

障がい者（児）やその保護者などからの相談に応じ、必要な情報提供や、権利擁護※のために必要な支援などを行うほか、障害福祉サービスや障害児通所支援サービスを適切に利用できるよう、障がい者（児）の状況を勘案し、利用に関する連絡調整を行います。

■実績（令和5年度は見込み）

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業	実施箇所数	2	2	2
地域自立支援協議会	実施箇所数	1	1	1

■計画目標量

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	実施箇所数	2	2	2
地域自立支援協議会	実施箇所数	1	1	1

相談支援事業は、「社会福祉法人新川会」及び「社会福祉法人むつみの里」の2か所に委託しています。

② 成年後見制度利用支援事業

所得の低い知的障がい者や精神障がい者を対象として、成年後見制度※の申し立てに要する費用及び後見人などの報酬の一部を助成します。

■実績（令和5年度は見込み）

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	実利用者数（人／年）	0	1	0

■計画目標量

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	実利用者数（人／年）	1	1	1

③ 意思疎通支援事業

聴覚その他の障がいのために意思疎通に支障がある障がい者に、障がい者とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者の派遣などを行い、意思疎通の円滑化を図ります。

■実績（令和5年度は見込み）

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者派遣	実利用者数 (人/年)	20	20	20
要約筆記者派遣	実利用者数 (人/年)	0	0	0

※令和3年度は社会福祉法人富山県聴覚障害者協会に委託して実施しました。

■計画目標量

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者派遣	実利用者数 (人/年)	20	20	20
要約筆記者派遣	実利用者数 (人/年)	0	0	0

④ 日常生活用具給付等事業

自立生活支援用具などの給付又は貸与により、日常生活の便宜を図ります。

■実績（令和5年度は見込み）

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	利用件数	3	3	3
自立生活支援用具	利用件数	3	3	4
在宅療養等支援用具	利用件数	3	0	3
情報・意思疎通支援用具	利用件数	1	1	2
排泄管理支援用具	利用件数	131	135	140
住宅改修費	利用件数	2	2	3

■計画目標量

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	利用件数	3	3	3
自立生活支援用具	利用件数	4	4	4
在宅療養等支援用具	利用件数	3	3	3
情報・意思疎通支援用具	利用件数	2	2	2
排泄管理支援用具	利用件数	140	140	140
住宅改修費	利用件数	3	3	3

⑤ 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者などとの交流活動の促進などの支援者として期待される、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。

■実績（令和5年度は見込み）

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修	養成者数 (人/年)	5	8	8

■計画目標量

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修	養成者数 (人/年)	10	10	10

社会福祉法人滑川市社会福祉協議会に委託して実施しています。

⑥ 移動支援事業

屋外での移動が困難な方について、円滑に外出ができるよう、移動を支援します。

■実績（令和5年度は見込み）

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	実利用者数 (人/年)	1	0	2

■計画目標量

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	実利用者数 (人/年)	3	3	3

⑦ 地域活動支援センター

障がい者が、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などを行う通所型施設として、地域生活を支援します。

■実績（令和5年度は見込み）

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター	実施箇所数	1	1	1

■計画目標量

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター	実施箇所数	1	1	1

「社会福祉法人むつみの里 地域生活支援センター自然房」に地域活動支援センターⅠ型事業を委託して実施しています。

⑧ 日中一時支援事業

障がい者の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び家族の一時的な休息のための支援を行います。

■実績（令和5年度は見込み）

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	実利用者数 (人/年)	13	18	20

■計画目標量

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	実利用者数 (人/年)	22	24	26

⑨ 更生訓練費給付事業

就労移行支援サービス又は自立訓練サービスを利用している障がい者に対し、訓練に必要な用品の購入費用や事業所までの交通費を助成します。

■実績（令和5年度は見込み）

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
更生訓練費支給	実対象者数 (人/年)	2	2	1

■計画目標量

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
更生訓練費支給	実対象者数 (人/年)	2	2	2

⑩ 自動車運転免許取得・改造助成事業

自動車運転免許取得及び改造に要する経費を一部助成し、生活範囲拡大を支援します。

■実績（令和5年度は見込み）

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自動車運転免許取得・改造助成事業	利用者数 (人/年)	4	4	3

■計画目標量

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自動車運転免許取得・改造助成事業	利用者数 (人/年)	3	4	5

⑪ その他の事業

サービス見込量は設定しませんが、次の事業も本市の福祉事業として実施しています。

ア 寝具の乾燥丸洗い

重度の身体障がい者（１、２級）で寝たきり、又はこれと同等な状態の方を対象に、心地よい寝具で休んでいただくために、年３回寝具の乾燥丸洗いを行っています。

■寝具の乾燥丸洗い実施状況 (人)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数(延)	11	14	11	6	10

イ おむつ等購入費の助成

重度の身体障がい者で常時おむつなどが必要な方の介護者に、おむつなどの購入に係る経費の助成を行っています。

■おむつの助成実績 (人)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
対象者数(延)	29	32	31	36	28

ウ 福祉利用券

在宅の身体障がい者（身体障害者手帳１～４級）、知的障がい者（療育手帳所持者）、精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳１～３級）に、健康保持、社会参加の一助として年１２枚の福祉券（入浴券・理美容券）を交付しています。

■福祉利用券の利用状況 (枚)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用枚数(延)	5,349	5,291	4,842	4,623	4,637

エ 福祉タクシー券

在宅で、下肢・体幹機能障がい及び視覚障がいの1～3級の方、聴覚障がい及び内部障がいの1～2級の方、療育手帳のAの方並びに精神障害者保健福祉手帳の1級の方に、生活行動範囲の拡大及び社会参加の促進を図るため、タクシー料金の助成券を交付しています。

■福祉タクシー券の利用状況

(枚)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用枚数(延)	1,547	1,403	1,313	1,105	1,308

オ のるmy car 無料乗車券

在宅で下肢・体幹機能障がい及び視覚障がいの4～6級の方、療育手帳のBの方並びに精神障害者保健福祉手帳の2～3級の方に、生活行動範囲の拡大及び社会参加の促進を図るため、年24枚の無料乗車券を交付しています。

■のるmy car 無料乗車券給付事業の利用状況

(枚)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用枚数(延)	2,609	2,179	1,803	1,745	1,825

(5) 補装具の交付・修理

身体の機能の失われた部分や、思うように動かすことができないような障がいのある部分を補って、日常生活や職業活動を容易にするために、義足、車いす、補聴器、ストマの補装具の交付・修理に係る費用の9割を公費で負担しています。

ただし、介護保険制度における福祉用具の貸与種目と重複する種目（車いす、歩行器など）については、原則として介護保険制度の利用が優先します。

また、労働者災害保障法の適用を受けている方は、労働基準監督署で交付されます。

■実績

(件)

種 類		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
交 付	車いす	3	2	1	3	4
	電動車いす	0	0	0	0	0
	補聴器	9	17	18	15	13
	その他	15	15	7	15	14
	計	27	34	26	33	31
修 理	車いす	5	6	6	0	4
	電動車いす	0	0	0	1	1
	補聴器	14	12	12	16	16
	その他	14	8	7	15	14
	計	33	26	25	32	35

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

計画に掲げた様々な施策や事業の推進にあたっては、市民、障がい者団体、福祉関係機関、サービス提供事業者、NPO、企業、行政などが幅広く協働して推進していくことが必要となります。そのため、行政をはじめ、それぞれの分野で必要な役割を果たし、社会全体でこの計画の実現のために努めていくこととします。

(1) 市民の役割

障がいのある人もない人も共に生きる社会をつくりあげていくという認識のもと、すべての人がお互いに人格と個性を尊重し合いながら暮らす共生社会を実現するためには、市民の誰もが障がいや障がい者のことを正しく理解することが不可欠です。さらには障がい者の自立や社会参加に対し、地域全体が支援し協力するよう努めていくことが期待されます。

(2) 障がいのある市民及び家族の役割

障がい者が、社会的に自立するには、積極的に社会参加をするとともに、主体的な生活を送るための自己選択・自己決定が必要です。また、家族にあっては、本人の意向を尊重し、様々な制度やサービスを有効に利用することが大切です。

(3) 事業者及びNPOなど関係団体の役割

障害福祉サービス事業者やNPOなど関係団体は、社会的使命の重要性を十分認識し、障がい者の自立支援の視点に立ったサービスの質的な向上や事業運営の情報公開など公正な運営が求められます。

(4) 行政の役割

行政は市民や事業主などに対して、障がいについての正しい理解の促進に努めるとともに、関係機関などと連携のもと、必要な施策を着実に推進していきます。

また、実態やニーズの把握に努め、必要に応じて事業の見直しを図りながら、各種の事業を実施していきます。

2 計画の進捗管理

この計画に定める事項を円滑に推進するためには、計画の達成状況の把握と達成状況に基づく改善と新たな目標設定の循環による進捗管理を行うことが必要です。

そのため、各事業の進捗状況や成果目標などの達成状況など、PDCAサイクルのプロセスに基づき、年1回、基本目標における取り組みごとの具体的な事務・事業の実績を把握し、庁内関係所管による評価・検証を行うほか、滑川・中新川障害者地域自立支援協議会に対しても情報提供し、進捗状況についての意見をいただきます。

3 計画の柔軟な運用

障がい者のニーズや生活環境の多様化など社会情勢の変化や、国や県の障がい者施策の動向など、状況の変化に即して必要に応じた計画の見直しを行うなど、柔軟な運用を行うよう努めます。

1 用語説明

あ

医療的ケア	経管栄養、たんの吸引、酸素吸入など、医師の指導の下に、在宅において、家族などが日常的に行っている医療的な援助行為のことをいいます。学校や福祉施設においても、研修を受けた教員や介護者が、一定の条件下で一部の医療的ケアを行うことが認められています。
インクルーシブ教育システム	障害者の権利に関する条約第 24 条に規定されているもので、人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的のもとに、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みのことをいいます。 この実現のため、障がいのある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な合理的配慮 [※] が提供されること、などを確保することが必要とされています。

か

共生型サービス	障がい者が 65 歳以上になっても、使い慣れた障害福祉サービス事業所におけるサービスを利用しやすくすることなどを目的に、居宅介護、生活介護、短期入所について、高齢者や障がい者が共に利用できるサービスです。
ケアマネジメント	生活ニーズに基づいたケア計画にそって、さまざまなサービスを一体的・総合的に提供する支援方法のことをいいます。利用者の意向を尊重し、地域生活を支援することに重点をおいています。
ゲートキーパー	家族・近隣住民・教師・医師など、身近な方が悩んでいる人に気づき、声を掛け、話を聞き、必要な支援につなげ見守る人のことで、自殺予防における「命の門番」を意味します。
権利擁護	自分の権利を表明することが困難な障がい者や寝たきりの高齢者、認知症の高齢者などの権利や要求の表明を支援し、代弁する取り組み・制度のことをいいます。
高次脳機能障がい	交通事故や病気などによる脳への損傷に基づく後遺症により、「記憶力」、「注意力」、「遂行機能（段取りよく物事を行うこと）」などの認知機能が正常に働かなくなり、日常生活や社会生活に支障をきたす状態をいいます。

合理的配慮	障がい者から何らかの助けを求める意思の表明があった場合、過度な負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁※を取り除くために必要な便宜のことをいいます。
個別避難計画	高齢者や障がい者など、災害時に一人では避難することが困難な方について、誰が支援するか、どこに避難するか、避難するときどのような配慮が必要かなど、あらかじめ記載したものです。

わ

サピエ	全国視覚障害者情報提供施設協会が運営する、視覚障がい者をはじめ、目で文字を読むことが困難な人に対して、暮らしに関わるさまざまな情報を点字や音声データにより提供するネットワークのことをいいます。
自助・共助	防災対策や災害時の対応における考え方で、「自助＝自らの命は自らが守る、または備える」、「共助＝近隣が互いに助け合って地域を守る、又は備える」という考え方をいいます。
社会的障壁	日常生活や社会生活を営むうえで妨げとなる事物、社会的な制度や慣行、観念その他一切のことをいいます。交通機関の乗降口や建物の出入口の段差などの物理的な障壁や障がいを理由とした免許の取得制限などの制度的障壁、音声案内などの欠如による文化・情報面の障壁、心ない言葉や視線などの意識上の障壁などがあります。
手話施策推進方針	滑川市手話言語条例に基づき、滑川市における手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための方針のことです。①ろう者その他の聴覚に障がいのある人への理解の促進に関すること、②手話への理解の促進及び手話の普及に関すること、③手話により情報を取得する機会の拡大に関すること、④手話通訳者等の確保や養成など、意思疎通を支援する人に関することの4点についての施策の方針を定めています。
障害者虐待防止センター	障害者虐待防止法に基づくもので、障がい者本人や養護者、周囲の人からの障がい者虐待に関する疑問や悩みなどの相談を受け付けるほか、障がい者虐待を発見した人からの通報や、虐待を受けている障がい者本人からの届出を電話や窓口で受け付け、関係機関と連携して必要な支援を行います。
障害者週間	国民の間に広く障がい者福祉についての関心と理解を深め、障がい者があらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、設定されています。

障害者就業・生活支援センター	障害者雇用促進法に基づいて設置されているもので、障がい者の経済的自立を図るために、地域の関係機関と連携しながら、就職に向けた準備や職場に適応・定着するための支援、日常生活に関する助言などを行う施設です。
情報アクセシビリティ	高齢者、障がい者をはじめ、すべての人が容易にパソコンやWeb ページなどの情報資源を不自由なく利用できることです。
成年後見制度	知的障がいや認知症などの理由により判断能力が不十分で自分自身の権利を守れない人を法的に保護し、支援するための制度で、家庭裁判所により選任された後見人等が、本人の意思を尊重し、法律行為の同意や代行などを行います。

た

地域移行	障害者支援施設や精神科病院に入院している障がい者が、自ら選んだ住まいで安心して、自分らしい暮らしを地域において実現することをいし、障がい者本人の意思や希望、選択が尊重される支援の仕組みや選択肢の整備が求められています。
地域障害者職業センター	障がい者に対して、ハローワークと連携し、就職に向けての相談や就職前の支援から就職後の職場適応のための援助など、継続的な就労支援を行うほか、事業主に対しては、障がい者の雇用管理に関する専門的な助言などの支援を行っています。

な

難病	発病の機構が明らかでなく、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とするものです。
日常生活自立支援事業	判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送られるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うことにより、その人の権利を擁護する事業で、社会福祉協議会が実施しています。

は

ファミリー・サポート・センター（事業）	子育てを地域で相互援助する事業で、育児の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、ファミリー・サポート・センターが仲介して会員同士が支え合うものです。
バリアフリー化	障がい者が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いですが、社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられます。

ピアサポート	同じ障がいがあるなど、同じ立場にある当事者同士が、相談などを行う相互支援の取り組みのことで、同じ課題や環境を体験する者がその体験から来る感情を共有し、専門職の支援では得がたい安心感や自己肯定感を得ることなどを目的としています。
福祉的就労	一般企業等での就労が困難な障がいのある人に、障害福祉サービス事業所等において就労の場を提供し、その知識と能力の向上のために必要な訓練を行います。
福祉避難所	災害時に高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児など、一般の避難所では生活が困難な人のために配慮がなされた避難所のことで、福祉・介護施設や学校などを指定するほか、民間施設の場合は事前に協定を結びますが、指定に当たっては、要配慮者や同居家族の生活圏やコミュニティとのつながりに配慮することが望ましいとされています。
法定雇用率	障害者雇用促進法において定められている、官公庁や事業所において、常用での雇用が義務づけられた障がい者雇用の割合をいいます。

や

ユニバーサルデザイン	あらかじめ、特定の年齢・性別・国籍・心身状態や障がいの有無などに関わらず、すべての人が利用しやすいように製品や建物、情報などをデザイン・設計することをいいます。
------------	--

ら

ライフステージ	人の一生における、さまざまな段階のことをいいます。乳幼時期・学童期・青年期・青年期・老年期など年齢による区分や、結婚期・出産期・育児期・教育期など、生活環境の節目によっても分けられます。
リハビリテーション	障がい者の身体的、精神的、社会的な自立能力向上を目指し、単なる機能回復ではなく、「自分らしく生きる」ために行われるすべての活動をいいます。
療育	障がいのある、又はその可能性のある子どもの発達を促し、社会において自立して生活できるように援助するほか、それらの子どもの育児や発達の基盤となる家庭生活への支援に関する取り組みのことをいいます。

2 市民アンケート 調査票

障害者福祉計画等を策定するための

市民アンケート 調査票

日頃から市政の運営にご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
滑川市では、障がいがある人の暮らしをより良いものにすることをめざし、「第3次滑川市障害者福祉計画」及び「第6期滑川市障害福祉計画・第2期滑川市障害児福祉計画」を策定し、施策を推進しております。
このたび、両計画の計画期間が終了することから、両計画を見直し、新たな計画を策定するための基礎資料として、障害者手帳をお持ちの方や障害福祉サービス・児童通所支援サービスを利用中の方々を対象にアンケート調査を実施いたします。
ご回答いただいた内容については、計画の策定のための参考資料としてのみ活用することとし、個人は特定されません。
お手をかけしますが、調査の趣旨をご理解いただき、ご回答くださいますようお願いいたします。

令和5年11月

滑川市長 水野 達夫

【はじめにお読みください】

- 1 回答方法については、次の2通りのうちいずれかを選択してください。
①本調査票に直接記入いただき、同封の返信用封筒（※切手を貼る必要はありません）に入れてポストに投函（令和5年12月25日まで）
②LoCoフォーム（以下の二次元コードをスキャンし、スマートフォン等でデータ入力）により回答（令和5年12月25日まで）



- 2 この調査票については、できる限りご本人がお答えください。
ただし、ご本人だけで答えることが難しい場合は、ご家族などが一緒にお考えいただいたり、ご本人のお考えを汲み取ったうえでご本人の代わりにご回答いただくことも可能です。

◇この調査についてのご質問などについては、下記までお問い合わせください。

滑川市 健康福祉部 福祉課 社会福祉係
電話：076-475-1377 ファックス：076-476-5505
メール：fukushi@city.namerikawa.lg.jp

- 1 -

- 1 あなた（調査票をお送りした方）のことについて、お聞きます。

問1 あなたの令和5年10月1日現在の年齢をお教えてください。

【年齢】
() 歳

問2 あなたがをお持ちの障害者手帳や診断を受けた障がいの種類についてお教えてください。
また、手帳をお持ちの場合は、等級（程度）をお教えてください。（あてはまるものすべてに○）

- | | | | | | | | | |
|---|--------------|---|---|---|----|---|---|----|
| 1 | 身体障害者手帳（ | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | ）級 |
| 2 | 療育手帳（ | A | B | ） | | | | |
| 3 | 精神障害者保健福祉手帳（ | 1 | 2 | 3 | ）級 | | | |
| 4 | 発達障害 | | | | | | | |
| 5 | その他（ | | | | | | | ） |

- 2 あなた的生活状況についてお聞きます。

問3 あなたは、どなたと一緒に暮らしていますか。（あてはまるものすべてに○）

- | | | | |
|---|------------------------------|---|------------|
| 1 | ひとり暮らし | 2 | 配偶者 |
| 3 | 親・祖父母 | 4 | 兄弟姉妹やその配偶者 |
| 5 | 子どもやその配偶者 | | |
| 6 | その他の親族（ | | ） |
| 7 | 友人・知人 | | |
| 8 | 入所施設（障害者支援施設、グループホーム など）の入居者 | | |
| 9 | その他（ | | ） |

- 2 -

問 4 あなたが現在、生活で困っていることは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

1 教育や学習、就学・進路のこと	2 医療やリハビリのこと
3 経済的なこと	4 家族や家庭生活のこと
5 現在受けている援助・支援等のこと	6 将来の援助・支援等のこと
7 就労のこと	8 趣味や生きがいを持つこと
9 外出の手段のこと	10 住まいのこと
11 生活に必要な情報を得ること	12 友だちや相談相手を持つこと
13 自分の障がいへの地域の理解を得ること	14 緊急時・災害時のこと
15 その他 ()	16 特に困っていることはない

3 健康・医療についてお聞きします。

問 5 現在、医療機関からどのような治療を受けていますか。(1つに○)

1 自宅で往診や訪問看護を受けている	2 時々、通院している
3 定期的に通院している	4 入院している
5 治療は受けていない	

問 6 健康管理や医療について、どのようなことに対して困ったり不便に思ったりしたことがありますか。(あてはまるものすべてに○)

1 通院するときに付き添いをしてくれる人がいない
2 通院するための交通手段がない
3 診療のこととわられることがある
4 医師などからの説明がわからない
5 障がいにより、医師に病気(症状・状態・疑問点など)が上手く伝えられない
6 夜間・休日などに診てもらえない医療機関がわからない
7 受診の手続きや案内など、医療機関の障がい者への配慮が不十分だった
8 専門的な診療を受けられる医療機関が近くにない
9 医療費の負担が大きい
10 入院のとき、希望しないのに、付き添いや個室の利用を求められる
11 その他 ()
12 特に困ったことはない

4 介助(支援)の状況についてお聞きします。

問 7 あなたの介助(支援)を主にしているのはどなたですか(1つに○)

1 配偶者
2 親・祖父母
3 兄弟姉妹やその配偶者
4 子どもやその配偶者
5 その他の親族(具体的に:)
6 知人・友人・近所の人
7 訪問看護やホームヘルパーなど
8 入所施設や病院の職員
9 相談支援事業所の相談支援員・介護保険のケアマネージャー
10 ボランティア
11 その他 ()
12 誰もいない(支援が必要ない)

5 福祉サービスの利用状況についてお聞きます。

問8 障がい者への福祉サービスの利用についてお聞きます。1から17のサービスごとに、「利用している(いた)」と「今後(も)利用したい」のそれぞれについて、あてはまるものすべてに○をつけてください。

	サービスの内容	利用している(いた)	今後(も)利用したい
1	自宅での入浴・排せつの介助、家事・食事の援助など (ホームヘルプ)		
2	外出時の移動の支援		
3	施設や病院での入浴・排泄の介助、食事の援助、余暇活動 や他者との交流(デイサービス・地域活動支援センターなど)		
4	短期入所(ショートステイ)		
5	自宅又は施設において行う身体機能の訓練や日常生活の訓練		
6	施設において行う就労に必要な知識の習得や訓練		
7	共同生活援助(グループホーム)		
8	訪問看護		
9	入所施設や精神科病院に入所・入院している人が、地域での生活を目指して行う住居の確保、各種の相談その他の必要な支援		
10	放課後等デイサービス、児童発達支援、保育所等訪問支援		
11	補装具の利用		
12	日常生活用具の利用		
13	福祉タクシー券(タクシー料金の一部助成)・のりMy Car 無料乗車券		
14	寝具の乾燥丸洗い		
15	福祉利用券(あいらぶ湯・みのわ温泉・公衆浴場の入浴料の一部助成、理容・美容料金の一部助成)		
16	自動車運転免許を取得する際の教習費の一部助成		
17	身体障害者手帳をお持ちの方が自動車のアクセセル・ハンドルなどを改造する際の改造費の一部助成		

※上記のサービスには、サービスごとに障がいの種別や程度、所得の状況の要件があります。

問9 問8に掲げたサービスのほか、あれば良いと思う福祉サービスの内容をお教えてください。

6 日中の過ごし方についてお聞きます。

◆「保育所・認定こども園・小学校・中学校・高校などに通っている」または「就学前の年齢のため、自宅にいます」方にお聞きます。◆

問10 あなたが次のうち、今後、利用を考えているサービスがあればお教えてください。
(あてはまるものすべてに○)

1	保育所、認定こども園
2	ファミリー・サポート・センター(利用者又はあずかる方の自宅で一時的に児童をあずかる事業)
3	保育所、認定こども園での一時預かり事業(未就学児の一時預かり事業)
4	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)(小学生の放課後の一時預かり事業)
5	児童発達支援(日常生活の動作の指導や集団生活への適応訓練その他の支援)
6	放課後等デイサービス(放課後等における生活能力の向上などのために必要な訓練の提供)
7	保育所等訪問支援(障がい児以外の児童との集団生活への適応のための支援)
8	その他()

◆「保育所・認定こども園・小学校・中学校・高校などに通っている」または「就学前の年齢のため、自宅にいます」方にお聞きます。◆

問11 あなたが保育所・認定こども園・小学校・中学校・高校などでの生活をおくるうえで、どのような支援が必要だと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

1	保育士や教師による就学相談や進路相談などの相談体制の充実
2	子どもの能力や障がいの特性に応じた指導
3	保育所などや学校における、介助(支援)や障がいに配慮した施設の整備
4	周りの子どもなどが障がいへの理解を深めることができるような、交流機会の充実
5	看護師、研修を受けた保育士や教師による医療的ケアの充実
6	放課後に子どもを預かってくれる場所の充実
7	その他()

◆「保育所・認定こども園・小学校・中学校・高校などに通っている」または「就学前の年齢のため、自宅にいる」方にお聞きします。 ◆

問12 障がいがある子どもの療育支援として、特に必要と思うものをお答えください。(あてはまるものすべてに○)

1	子どもの成長発育の確認や病気の早期発見のための健診回数の実
2	子どもの成長・発達について継続的に相談が受けられる専門的な相談施設の整備
3	子どもの障がいに応じた適切な支援の提供が可能な療育施設の整備
4	乳幼児期から社会に出るまで切れ目のない一貫した支援が受けられる体制の整備
5	保育所などや学校において発達障害の専門的な知識を持つ職員配置
6	その他 ()

→ 次は、問15に進んでください。

◆就労している(福祉的就労の場を含む)方にお聞きします ◆

問13 あなたが仕事をすると困ったり、つらいと感じたりしたことは主にどのようなことですか。(あてはまるものすべてに○)

1	通勤が大変	2	収入が少ない
3	仕事がつらい	4	仕事が終わらない
5	職場の人間関係	6	職場の環境が整っていない
7	コミュニケーションが取れない	8	職場で支援してくれる人がいない
9	障がいに対する理解が不足している	10	休調のコントロールが難しい
11	その他 ()		

◆就労している(福祉的就労の場を含む)方にお聞きします ◆

問14 あなたは障がい者が働くために、どんな支援が必要だと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

1	事業主の理解	2	上司や同僚の理解
3	行政から民間企業への指導	4	職業訓練の充実
5	職業相談窓口の充実	6	福祉的就労の場の増設
7	就職後の相談・支援の継続	8	障がいの特性に配慮した職場環境の整備
9	民間企業の雇用努力		
10	その他 ()		

7 外出や活動などについてお聞きします。

問15 あなたが外出するとき、利用することのある移動・交通手段はどれですか。(あてはまるものすべてに○)

1	徒歩	2	車いす・電動車いす
3	鉄道	4	バス
5	自家用車(自分が運転)	6	自家用車(家族などが運転)
7	一般のタクシー	8	福祉タクシー
9	自転車・バイク	10	(施設などの)送迎バス
11	その他 ()		

問16 外出の時に、不便に感じることや困っていることはありますか。

(あてはまるものすべてに○)

1	障がい者用トイレが少ない	2	歩道、道路や施設に階段や段差が多い
3	建物にスロープやエレベーターがない	4	バスや電車の乗り降りが困難
5	標識や表示の案内がわかりにくい	6	障がい者用の駐車スペースが少ない
7	建物の出入口が狭い、扉が開けにくい		
8	外出に費用がかかりすぎる		
9	外出の際に付き添ってくれる人がいない		
10	(車いすなどの)福祉タクシーが利用しにくい		
11	自分の意思を伝えたり、コミュニケーションをとったりすることが難しい		
12	障がいがあることや症状について周りに理解されにくい		
13	歩道や道路に自転車や看板などの障がい物があって通りにくい		
14	点字ブロックや盲人行信号の環境の整備が不十分である		
15	その他 ()		
16	特に困ることはない		
17	ほとんど外出しないのでわからない		

8 ご近所や地域との関わりについてお聞きします。

問17 あなたは、近所や地域の人とどのようなおつきあいをしていますか。(1つに○)

1	誰とも親しくつきあっている
2	自分を理解してくれていると思う人とはつきあっている
3	あいさつをする程度
4	ほとんどつきあっていない
5	その他 ()
6	おつきあいをするつもりはない 理由: ()

問 18 障がいがある人となない人がお互いに理解しあい、共に支えあうまわりのためには、どのようなことが必要だと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

- | |
|--|
| 1 障がいがある人となない人が交流する機会を設ける |
| 2 障がいへの理解が深められるよう、情報提供を充実する |
| 3 学校教育の中で、障がいや福祉に関する学習を充実させる |
| 4 障がいがある子どもとなない子どもが共に教育や保育を受けられるような環境の整備を充実させる |
| 5 障がい者へのボランティア活動を充実させる |
| 6 障がい者がさまざまな活動に参加できるよう、近所の人が協力する |
| 7 障がい者が自分から進んで行動できる環境（制度）を整える |
| 8 その他（ ） |
| 9 特に必要と思うものはない |

問 19 あなたは、地域において、どのようなボランティアによる支援・交流があったらよいと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|-------------------------|------------|
| 1 簡単な身の回りの世話をする | 2 外出時に付き添う |
| 3 普段から定期的に声かけなど（見守り）をする | 4 相談相手になる |
| 5 世間話をして一緒に過ごす | |
| 6 趣味やスポーツ活動を一緒にする | |
| 7 地域の行事やイベントと一緒に参加する | |
| 8 その他 | |

9 緊急時の対策についてお聞きます。

問 20 あなたは、①火災や救急、②犯罪や日頃の暮らしのなかでの法的トラブルについて不安に思うことがあるからお聞かせください。(それぞれの項目について、「1」または「2」のいずれかに○)

- | | | |
|-----------------------|----------------|----------------|
| ①火災や救急 | (1 不安に思うことがある | 2 不安に思うことはない) |
| ②犯罪や日頃の暮らしのなかでの法的トラブル | (1 不安に思うことがある | 2 不安に思うことはない) |

◆問 20 で「1 不安に思うことがある」と答えた方にお聞きします◆
問 21 あなたが不安に思う内容をお書きください。(自由記載)

--

問 22 あなたが自然災害について不安に思うことはなんですか。(あてはまるものすべてに○)

- | |
|---|
| 1 必要な医療的ケア（在宅酸素療法・経管栄養など）を受けることが可能か心配 |
| 2 避難場所を知らない |
| 3 近所に頼れる人がいない |
| 4 避難場所まで1人で行けない
(坂や段差がある、避難場所が遠い など) |
| 5 災害時の介助（支援）者がいない、又はいないおそれがある |
| 6 災害時に情報を得る手段がない |
| 7 他人と一緒に避難所にいられない |
| 8 避難所の設備（トイレなど）が不安 |
| 9 障がいや病気に応じた食事が摂れるか |
| 10 災害前に受けていた治療や薬の処方を災害発生後も受けられるか |
| 11 他の避難者が自分の障がいや症状について理解してくれるか |
| 12 特に心配なことはない |
| 13 その他（ ） |

問 23 あなたは、「個別避難計画」(※)について知っていますか。(1つに○)

※高齢者や障がい者など、災害時に一人では避難することが困難な方について、誰が支援するか、どこに避難するか、避難するときにどのような配慮が必要かなど、あらかじめ記載したもの。

- | | |
|---------|------------|
| 1 知っている | 2 聞いたことがある |
| 3 知らない | 4 その他（ ） |

問 24 あなたは個別避難計画の作成についてどう思いますか。(1つに○)

- | | |
|-------------------|-----------------|
| 1 作成したい | 2 どちらかといえば作成したい |
| 3 どちらかといえば作成したくない | 4 作成したくない |
| 5 わからない | |
| 6 その他 () | |

10 権利擁護、障がい者差別、障がい者虐待についてお聞きします。

問 25 あなたは、成年後見制度(※)を知っていますか。また、利用したいですか。(1つに○)

※障がいや高齢化などにより、判断能力が十分でない人の権利を法律面や生活面から守る制度で、具体的には、福祉サービスや医療を受ける際の手續きの支援、日常生活における金銭や財産管理などの支援などがあります。

- | |
|----------------------------------|
| 1 すでに利用している。 |
| 2 どのような制度か知っており、今後、利用したい。 |
| 3 どのような制度か知っているが、今後、制度を利用する予定はない |
| 理由：() |
| 4 どのような制度か知らない |

問 26 あなたは、これまでに障がいがあることを理由として、次のような差別を受けたり、いやな思いをしたと感じたりしたことがありますか。(あてはまるものすべてに○)

- | |
|----------------------------------|
| 1 病院等で診察を断られた |
| 2 バス、電車、タクシーなどの乗車拒否にあった |
| 3 家を借りるときに、不動産業者や家主に断られた |
| 4 ホテル、公衆浴場、飲食店などを利用することを断られた |
| 5 就労について、障がいを理由として不採用や解雇となった |
| 6 相談機関・窓口に行った時、職員の前で不快な思いをした |
| 7 学校、職場、施設などで不当な扱いを受けた |
| 8 ホームヘルパーやガイドヘルパーなどの対応で不快な思いをした |
| 9 入(通)所先の施設の職員や他の利用者の対応で不快な思いをした |
| 10 バス、電車、タクシーの乗員や職員の対応で不快な思いをした |
| 11 近所の人たちの対応で不快な思いをした |
| 12 その他 () |
| 13 特になし |

問 27 あなたは、差別を受けたり、いやな思いをしたと感じたりしたとき、誰かに相談しましたか。(1つに○)

- | |
|---------------|
| 1 相談した(相談先:) |
| 2 相談しなかった |

問 28 日常生活において、あなたの障がいについての理解や配慮があり、良かったと感じたことはありませんか。(1つに○)

- | |
|--------|
| 1 ある |
| 具体的な内容 |
| 2 ない |

問 29 虐待や不適切な行為について、誰かに打ち明けたり、相談したりしたことはありませんか。(1つに○)

- | |
|----------------------|
| 1 相談した(相談先:) |
| 2 相談しなかった |
| 3 虐待や不適切な行為を受けたことはない |

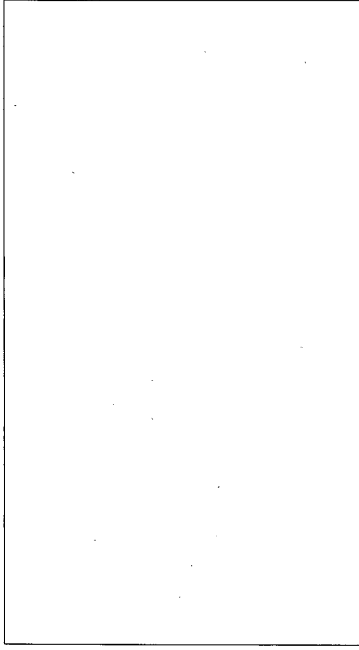
◆問 29で「2. 相談しなかった」と答えた方にお聞きします◆

問 30 相談しなかったのは、なぜですか。(あてはまるものすべてに○)

- | |
|--|
| 1 誰も相談する人がいなかったから |
| 2 どこ(誰)に相談してよいかわからなかったから |
| 3 恥ずかしくて誰にも言えなかったから |
| 4 相談しても無駄だと思ったから |
| 5 相談したことがわかると、仕返しを受けたり、もっとひどい暴力を受けたりすると思ったから |
| 6 相談先の担当者や相談者の言動により不快な思いをと思ったから |
| 7 自分さえ我慢すれば、このままやっていけると思ったから |
| 8 世間体が悪いから |
| 9 そのことについて思い出しにくかったから |
| 10 自分にも悪いところがあると思ったから |
| 11 相談するほどのことでもないと思ったから |
| 12 その他(具体的に:) |
| 13 特に理由はない |

11 滑川市の障がい者福祉の施策についてお聞きます。

問 31 滑川市の障がい者福祉の施策について、不満に思う点や今後改善すべきと思う点、今後希望する施策など、自由なご意見をお教えください。（自由記載）



アンケート調査にご協力いただき、ありがとうございました。

3 滑川市障害者福祉計画等策定委員会設置要綱

（目的及び設置）

第1条 障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指し、本市における障害者の自立及び社会参加の支援のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、障害者基本法（昭和45年法律第84号）に基づく障害者計画並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく障害福祉計画及び障害児福祉計画（以下「計画等」という。）を策定するため、滑川市障害者福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画等の策定に関し必要な事項について調査及び審議すること。
- (2) 施策の成果の検証に関すること。
- (3) その他計画等の推進に必要な事項に関すること。

（組織等）

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 前項の委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 障害福祉施策に関する学識を有する者
- (2) 社会福祉団体を代表する者
- (3) 保健・医療機関を代表する者
- (4) 関係機関を代表する者
- (5) 市の職員
- (6) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は3年以内とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任

期間とする。

(運営)

第4条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の中から互選し、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第5条 委員会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月31日から施行する。

4 滑川市障害者福祉計画等策定委員会委員名簿

分野	氏名	所属	備考
学識を有する者	前坂 宣明	富山医療福祉専門学校	
社会福祉団体	西元 正史	滑川市社会福祉協議会	副会長
	山岸 玲子	滑川市民生委員児童委員協議会	
	池田 修治	滑川市身体障害者協会	
	蜷川 一美	滑川市ろうあ福祉協会	
	高井 博	滑川市手をつなぐ育成会	
	島川 進	あすなろ滑川地域家族会	
	山岸 親史	新川会	
保健・医療機関	車谷 亮	滑川市医師会	会長
	小倉 憲一	富山県中部厚生センター	
関係機関	広田 積芳	滑川市小学校長会	
	徳本 美佳	滑川市保育士会	
	伊東 元子	滑川公共職業安定所	
市の職員	石川 美香	滑川市健康福祉部	

(敬称略)